

令和元年12月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和元年12月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	鵜 澤 広 司
総 務 部 長		大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人

市 民 部 長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	江 澤 利 典
会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齢 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	村 山 のり子

.....
1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和元年12月6日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

桜田秀雄議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

おはようございます。やちまた21の小澤孝延です。

まずは台風15号、19号による暴風雨及び記録的な集中豪雨により、八街市においても農産業をはじめとし、各地で甚大な被害がありました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、復旧・復興に向け、市内外から多くの皆様のご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。まだまだ時間を要しますが、一日も早く日常が戻りますことをお祈りいたします。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

質問事項1、福祉基盤の整備。

要旨（1）地域福祉計画について、伺います。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項で、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなっています。計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

そもそも①地域福祉計画とはどのような計画なのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域福祉計画とは、地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得て、地域生活の課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくものでございます。

この地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる福祉計画の上位計画として位置付けられ、多くの住民から出された課題に対して、市が地域で行う取り組みの方向性、基本的な考え方を示し、今後、施策を展開していく上での基本を定めるものであり、いわば地域福祉を展開し、推進するために重要な役割を担うものでございます。

○小澤孝延君

重要な計画ということですが、②県内の各市及び町村における地域福祉計画策定状況について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域福祉計画の策定につきましては、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により努力義務規定となったところですが、各福祉計画の上位計画と位置付けられていることから、県内でも多くの市町村において、計画が策定されているところでございます。県内の計画策定の状況につきましては、未策定の市は銚子市、館山市、勝浦市と八街市の4市となっており、ほとんどの自治体において整備されております。

このような状況から、地域福祉計画の策定の必要性について、十分認識しておりますので、策定に向けて今努力してまいります。

○小澤孝延君

本来であれば、地域福祉計画を上位計画とする地域福祉活動計画というのがもう既に策定されています。

③この状況に対する当市の考えと、策定に向けた動きがあれば、その進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域福祉計画は八街市の総合計画のもとに位置する部門別計画で、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の上位計画となるものでございます。また、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てに悩んだりするなど、日頃の生活の中で手助けが必要になるときがございます。そのようなときに市や専門機関、地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなどの地域に関わる全てのものが協働して福祉を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みが求められています。

この仕組みを作り、計画的に取り組むを進めていくためには地域福祉計画の策定が必要と考えていますが、市の基本計画と高齢者、障がい者、子育ての各計画の見直し時期が一致していないこともございますので、計画策定の時期については調整しているところでございます。

○小澤孝延君

わかりました。

この地域福祉計画には今回の台風15号及び19号の大雨等の災害等における福祉避難所の

設置と災害時の対応というのは含まれてくるのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

福祉避難所の対象は高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする方が対象となっております。平常時において概数を把握し、その人数の避難を可能とすることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定、整備を行うことや、災害時における受け入れ施設との協定を締結するなど、計画策定の中で考えてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

昨日も要支援者名簿が高齢、障がい、支援の対象と関わっている部署ごとに作成されて、重複がありました。重複ないし漏れがないように、計画の中でしっかりと取り組みをしていただけだと思います。

続いて、④県の地域福祉計画や当市の地域福祉活動計画との整合性をどのように今後図っていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会福祉に関する活動を行うものと、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動及び行動計画でございます。また、この地域福祉活動は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に明確に位置付けられた社会福祉協議会が、福祉課題の解決を目指して住民や民間団体の行うさまざまな解決に向けた活動と、必要な資源の達成、配分活動などを組織だてで行うことは、千葉県福祉支援計画と関連しており、その策定を通じまして住民参加と福祉の総合化の推進を図るものであり、市の地域福祉活動計画を具体化するために不可欠なものでございます。

このようなことから、地域福祉計画の策定に向けて、さらなる努力をしてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

地域福祉計画策定にあたって、職員の役割ですとかコンサルタント等の委託というのは検討されているのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

地域福祉計画は新規作成で、基礎が全くない状態から始めること、また地域福祉計画は福祉全般の基本を示す計画で、将来的な方向性を定めるものなど、専門的な知識を必要とするため、職員のみで作成することは困難な状況でございますので、コンサルタント等への業務委託を考えております。

○小澤孝延君

この策定にあたって、いつ頃の策定を目指しているのかというのがあれば、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

こちらの方はできれば令和2年度、3年度の策定期間におきまして策定したいと考えておりますが、その前段等の法令整備、例規整備等もまだ十分ではございませんので、その辺を重点的に、まずは始めたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

令和2年度、3年度ということで、既に検討を始めているということですが、この計画については単年度で計画策定できるのかどうか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

先ほども申し上げましたとおり、今回、令和2年度、3年度で計画の策定を完了する青写真を担当課では描いていたところでございますが、今回の台風15号及び台風19号など、被害対応におきまして、予想もしなかった大災害に見舞われ、まずは復旧を最優先にすることはやむを得ないことでございます。しかしながら、地域福祉計画の必要性は十分認識しておりますので、したがって、まずはプロジェクトチームの立ち上げなど、コンサルタント等への業務委託以外の部分でできることについては、早い時期から対応してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

すみません。2年間で策定ということですが、一日も早い計画策定が望まれている状況ですので、策定ゴールを最短に定めて、年度途中であるとか前倒しで策定できないのか、そのあたりについて、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

地域福祉計画は、先ほど申し上げましたが、全く新規からのスタートとなります。地域福祉計画の必要性は十分認識しておりますので、計画策定の前段として、庁内におけるプロジェクトチームの立ち上げや部課長クラスの策定委員会及び外部の有識者を交えた審議会の設置など、条例等の法制整備をまずは行ってまいりたいと考えております。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、事前に準備できる部分についてはできる限り早急に始めたいと考えておりますので、2年間の策定期間をできるだけ短くするよう、努力してまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

地域福祉計画とは、先ほど来からありますが、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における福祉計画の上位計画に位置付けられており、当市の方向性や基本的な考えを示すものとなります。現在は、その上位計画がないという、通常ではあり得ない状況ですので、担当課及び職員が積極的に関われるような体制整備をお願いするとともに、計画策定するということが目的とならず、それが実行されることにより、さらに市民福

祉向上が図られていくよう、予算の確保とともに、一日も早い計画策定を目指し、取り組んでいただければと思います。

続いて、質問事項2、地域活性化について。

要旨（1）芸術、文化の振興について、お伺いいたします。

「住むことに誇りと愛着をもち、いつまでも住みつづけることを願う人間的なふれあいに満ちたまちづくり」の実現を目指し、市民の心のよりどころとして、平成4年9月28日に市制施行を記念し制定された八街市市民憲章には、「郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう」とあります。

そこで、芸術、文化の振興によるシビックプライドの醸成の観点から、幾つか質問をさせていただきます。

①10月5日土曜日から11月3日日曜日で、第62回目となる八街市民文化祭が八街中央公民館で開催されました。これらを含め、当市における芸術や文化振興への取り組み状況について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市におきましては、日頃、文化芸術活動をされている団体が数多くございます。例えば、本市及び教育委員会とともに市民文化祭を主催している八街市文化協会には、書道、絵画、民謡、舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋など、70団体800名以上の方が所属しており、公民館などで、それぞれ精力的に活動しておられます。

活動をされている皆様の日頃の練習成果を発表していただく機会として、また多くの方々に、その成果を觀賞していただく機会として開催している市民文化祭などを通して、市民文化の向上を図っております。

また、八街市市民憲章「郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう」の具現化に向けて、活動されている芸術作家の「八街市の文化芸術振興を考える会」との共催による作品展を市民文化祭と同時に開催しております。今年度は、そこに市内の小・中学生が第11回八街ミュージアム展として参加いたしました。また、市内高等学校美術部の生徒たちによるパフォーマンスで、若い世代が足を運ぶ機会を創出いたしました。

さらに、市民文化祭以外では、中央公民館ロビーにおいて、本市にゆかりのある芸術作家などによる作品展示コーナー、「やちまたアートピット」を設置するなど、さまざまな文化芸術の振興に取り組んでおります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

さまざまな取り組みがされている中で、今、答弁の中にもありましたが、2019年、今年の10月14日から11月3日まで開催された第11回八街ミュージアムについて、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街ミュージアムは、八街市内小・中学校の図工・美術の教員のグループである印旛地区教育研究会第四部会図工・美術研究部が立ち上げたプロジェクトです。

美術館のない八街市において、まち全体を大きな美術館に見立て、八街市全体がミュージアムというコンセプトのもと、11月の八街大祭に合わせて、市内小・中学校の児童・生徒が制作したアート作品の数百点がまちを彩る、約半月の展覧会のほか、年間を通して市内各所でさまざまなミュージアム活動を行っております。

今年度、第11回目を迎え、その規模も少しずつ広がってきています。また、商店街シャッター画プロジェクト、スタンプラリーによる参加意欲の向上など、さまざまな工夫や仕掛けにより、児童・生徒及び市民の芸術鑑賞を促し、造形教育への理解、芸術活動の啓発や充実を目指しております。

○小澤孝延君

先ほど八街市内の小・中学校、印旛地区の図工・美術の教員のグループということですが、市内の全小・中学校がこれには参加されているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

八街ミュージアムに出展されている作品は市内全ての児童・生徒が授業で創作した作品を基本としております。また、夏休みの図工・美術の創作課題、中学校美術部の個人制作などの作品もあります。今年度も市内全ての小・中学校が参加し、作品数も展示場所も過去最大の規模となりました。今後もこのような取り組みを教育委員会としても支援してまいりたいと思います。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

今年は台風15号等による甚大な被害がありましたが、11回目の八街ミュージアム開催にあたって、告知だとか周知についてはどのように行っていたのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

今年度は八街ミュージアム・ホームページ、地域新聞、ポスターなどによる告知に加え、市内小・中学校の全ての児童・生徒に八街ミュージアム・スタンプラリー参加用紙の配布、あわせて全教員にチラシの配布を行いました。

千葉県立美術館や佐倉市民美術館にもチラシの設置を依頼するなど、市内、県内への積極的な周知に努めました。

○小澤孝延君

11回目となりますが、多分、耳にした方とかというのは少ないんじゃないかなという気はしていますので、ぜひぜひすてきな取り組みですので、さらなる周知、告知も含めて広めていただいて、多くの市民が芸術・文化に触れる、子どもたちの作品を愛でるといいですかね、

機会を広げていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、③第1回八街演劇祭というのが10月13日の日曜日に八街市中央公民館にて開催を予定していましたが、台風19号の接近による荒天が予想され、延期となりました。この取り組みの詳細と、延期となった日程等が決まっていれば、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

来る12月24日、台風により延期しておりました第1回八街ドラマフェスティバルの開催を予定しております。これは、八街中学校、八街中央中学校の演劇部が中心となり、八街ミュージアムと同様、市の文化芸術振興の一環として、八街の演劇文化を発信する取り組みとして企画されました。当日は、市内中学校の演劇部OBらによる劇団の参加に加え、本市出身の俳優、モロ師岡氏を招き、それぞれの劇に対する講評をいただくなど、充実した内容になる予定です。

教育委員会といたしましては、このような企画をきっかけとして、児童・生徒や市民の芸術鑑賞を促し、八街市の文化芸術がますます発展することを目指していきます。

○小澤孝延君

ありがとうございました。

ちなみに、ホームページの開催日の更新はされたのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

ホームページの中でも12月24日開催ということで更新されております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。非常に楽しみにしておりますので、ぜひ伺いたいなと思っています。

続いて、4番目の質問、八街バイパスの二区地先のトンネルをご存じでしょうか。通学や通勤をはじめ、生活道路として利用されています。しかし、トンネル内には、心穏やかでない落書きが壁一面にされてしまっています。一刻も早く消していただきたいのですが、ただ消すだけでは、再度、落書きされてしまうというおそれがあります。

八街駅南口商店街の商店のシャッターには、先ほども紹介がありましたが、八街中学校の美術部が中心となり、シャッターにアートを描き、通行される方の目と心を楽しませてくれています。

印西市の公園や九十九里町の漁港は、イギリスのストリートアーティストであるバンクシーの作品ではないかと、SNSをはじめ、多くのメディアで取り上げられ、大きな話題となり、1つの観光スポットとなったことは記憶に新しく残っています。

そこで、八街バイパスのトンネルの壁に、子たちによるストリートアートで心を和ませるとともに、インスタばえする観光スポットとしてはいかがか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、八街バイパストンネルは落書きがあり、防犯上の観点からも好ましくない状況にあり

ます。地域の方々の大切な通勤・通学路、生活道路、散歩コースであるこれらの通りを、ストリートアートで色彩豊かに彩ることに、防犯上のみならず、明るい地域づくりの一環として大きな意義があると考えます。また、明るく安心な街づくりのために、小・中学生らの若い感性やアイデアを積極的に活用していくことは、郷土を愛する心やシチズンシップの醸成に資するものであると考えます。

現在、教育委員会は、市民文化祭、市民音楽祭、八街ミュージアムなど、さまざまな企画の推進に努め、シチズンシップの醸成に努めております。また市民が主導する八街アートピット、八街演劇祭など、新たな企画にも取り組み、文化芸術の振興に引き続き取り組んでいるところです。

バイパストンネルのストリートアートにつきましては、市民協働の視野に立ち、教育委員会として、どのような形で協力、支援ができるのか、検討していきたいと考えています。

○小澤孝延君

ぜひ前向きにご検討いただきたいところですが、トンネルの落書きを消すというのは、どこに許可を得て、どこが行うものなのか、もしもわかりましたら教えてください。

○建設部長（江澤利典君）

バイパスのトンネルということになりますと、千葉県の印旛土木事務所と協議を、開通前に協議をしております。その中で、あそこの部分については、ボックスカルバートについては県管理ということになっておりまして、内空が市の管理ということで、内空といたしましても道路部分と道路照明関係は市の管理ということになっております。

そうした中で、今回ご質問のあるストリートアートということになりますと、県内でもそういう事例が1つございまして、その部分を参考にいたしますと、今後、教育委員会と連携して、印旛土木事務所と協議しながら、その辺を含めて、アートについては協議して進めてまいりたいというふうに思っております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。先ほど教育長の答弁の中にも市民協働でということ、多くの市民とともに進めていきたいという答弁がありましたので、ぜひぜひ協力しながら、すてきなスポットになることを期待しています。

ちなみに、また別件なんですけど、八街市が誇る落花生、生産量、品質ともに日本一の落花生、この時期になると市内各畑に落花生のぼちちができています。その景観は秋の八街市の風物詩にもなっています。一昔前は、ぼちちの屋根はわらでできていましたが、現在はさまざまな理由からブルーシートが主流となっています。

そこで、このブルーシートに子どもたちが絵を描き、上空から見る八街市の新たな名物としてはいかがか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

先ほども教育長から答弁がありましたとおり、現在、教育委員会では市民文化祭、市民音楽

祭、八街ミュージアムなど、社会教育、学校教育の視点から多くの文化芸術の振興に資する取り組みを行っております。現時点ではブルーシートに絵を描く活動については考えておりませんが、教育委員会といたしましては、これまで培ってきました取り組みの内容の充実を図っていくこと、文化芸術の香り漂う街づくりを担う若手育成のために、学校教育を充実させていくことに重点的に取り組んでまいりたいと思います。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

続いて、5番目の質問に行きます。

10月10日に小谷流の里ドギーズアイランドで開催された、ちば起業家交流会 in やちまたでは、八街中学校と八街北中学校の1年生コンビが、「ストリートピアノで繋ぐ笑顔の和」と題してプレゼンテーションを行い、大人たちを退け、見事優勝を果たしました。子どもを含め、市民の中にも、先ほど来からご紹介がありますが、音楽や絵画、陶芸、彫刻をはじめ、多くの芸術家が活躍されています。

そこで、オール八街による芸術、文化振興を通じて地域を活性化させていくようなグランドデザインと申しますか、大きな絵、構想があれば、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会としましては、これまで市民文化祭、市民音楽祭及びこうみんかん祭をはじめとしたさまざまな事業で、世代を交えた文化芸術の振興を図ってまいりました。世代間交流は地域教育を構築する上で最も重要なテーマであり、地域社会の文化芸術を醸成し、郷土愛を育むものと考えております。今後とも、世代や分野を超えた交流を図り、地域の活性化を促す事業を市民と協働で実施できるよう、努めてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

多くの市民が関わることによって当事者意識が生まれますし、また家族や友人、知人が関わっていることを知ると興味関心が生まれてきます。引き続き、市民憲章にある「郷土を愛し、文化のかおり高いまち」を目指し、オール八街で夢のある未来を描き、この取り組みを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

要旨（2）駅前活用について、お伺いいたします。

①八街駅南口商店街振興組合が中心となり、得するまちのゼミナール第1回八街まちゼミが開催されました。これら、街づくりに向けた取り組みの成果について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅南口商店街におきましては、増加する空き店舗の活用として、平成19年2月から、高齢者をはじめとする地域住民の交流及び憩いの場として「ギャラリー悠友」を開設いたしまして、ボックスショップとして市民の手作り作品の展示、販売や、市内小・中学校の美術

作品の発表の場として利用しているところでございます。

また、平成30年9月から、新たな無料休憩所として「いきいきサロン」をオープンいたしました。この施設では、ふれあいバスの待合所としての利用をはじめ、各種催し物や、市からの情報発信の場として活用しているほか、事前の予約により、サークル等で利用することも可能となっております。

さらに、今年の7月には商店主が講師となりまして、専門知識やプロの技など、得意分野を伝えるミニ講座、得するまちのゼミナールを開催いたしました。全22講座を実施いたしまして、受講者数は100人を超えまして、終了後に行ったアンケートでも大変好評であったと報告を受けております。

このほか、「八街市推奨の店ぼっち」を事業者として、各店舗で取り扱う商品を自宅等に配達する買い物代行サービス事業を行うなど、商店街の活性化を図るため、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

八街駅南口商店街ではさまざまな取り組みをされて、まちゼミについても大変好評であったということですが、今後、市内の各商店街との連携と申しますか、水平展開とかというのは計画されているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

買い物代行サービス事業につきましては、八街駅南口商店街振興組合の店舗だけではなく、利用者の希望により、他の商店街の商店と連携し、八街駅南口商店街振興組合以外の商店等で取り扱う品についても配達しているところでございます。

また、7月に開催いたしました得するゼミナールにつきましても、市長の答弁にありましたように、大変好評であったと伺っておりますので、市といたしましても、こうした取り組みが広く浸透し、市内の商店街が活性化していけるよう、八街商工会議所、八街市商店街連合会と連携した取り組みができるよう、検討してまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

本当に八街市に住んでいながら、八街市のことを本当に知らないなということを痛感したまちゼミでありましたので、ぜひぜひ今後も広く成功裏に進めていけるように後押しをお願いできればと思います。

②八街駅南口では、八街ふれあい夏まつりや八街神社大祭の際、車輛の通行を規制して歩行者天国としています。小さなお子さんやご高齢の方も安心して買い物や通行ができ、多くの人で賑わいます。

人は今も昔も、安心と賑わいを求めて集まってきます。埼玉県川越市で実施された、平常時と歩行者天国時の調査では、手をつないだり、子どもをだっこするなど、子どもを守る行為

は平常時で69.6パーセント、歩行者天国時では44.2パーセントと、約7割もの母親が子どもを守るために常に緊張しており、歩行者天国時では一気に減少しています。また、家族やカップル、友達同士で訪れた二人組みが横に並んで歩いている割合も、平常時で58.6パーセント、歩行者天国時で87.8パーセントという調査結果も報告されています。

そこで、駅前に歩行者天国を定期的に作り上げることにより、人が安心して集える場所とし、地域コミュニティの醸成や地域活性化への一助となるよう、八街市の基幹産業である農業をPRするようなマルシェをはじめ、市民協働によるイベント等の賑わいが定期的に行えるようにしてはいかかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、各地域で歩行者天国を実施いたしまして、成功している事例が数多くあることは承知しているところでございます。

本市におきましても、こうした取り組みを行う際には、その実施が道路の通行等にもたらす影響などについて検証が必要であるとともに、地域における合意があることや、地域住民が一体となった取り組みであることなどが重要であると考えます。歩行者天国をはじめ、道路空間を活用したイベント等の実施につきましては、地元商店街であります八街駅南口商店街振興組合、八街商工会議所や佐倉警察署などの関係団体等と連携いたしまして、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひぜひ実現するように私も頑張りたいと思います。

続いて、八街駅南口商店街にある、すずらん通りは昭和レトロな雰囲気でもとても趣を感じています。この通りとその軒先を借用して、賑わい創出の取り組みは検討できないのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

八街駅南口商店街にあります、すずらん通りにつきましては、道路部分は八街商工会議所が所有しており、通りに面した建物にはそれぞれ所有者がおられます。営業している店舗がある一方、倉庫として活用している建物や、住居となっている建物もございますので、周辺住民、八街商工会議所並びに八街駅南口商店街振興組合と、賑わいの創出の取り組みにつきまして協議してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて3番目、資産経営室が設置されて、市有財産の有効活用等の検討がされています。さきにも八街駅北口市有地の活用についてのアンケートが実施されているところでありますが、設置後の活動状況と、八街駅北口市有地の検討状況について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口の市有地の利活用につきましては、平成29年度に立ち上げた八街駅北口の市有土地利用検討委員会の委員構成を一部改正した検討委員会を本年4月に設置いたしまして、現在までに3回の会議を開催しました。

第1回検討委員会では、これまでの経緯の確認と今後の進め方について検討が行われ、検討を進めるためには、まずは北口の市有地がどのような場所になることが求められているか、整理する必要があるとの意見がありました。このことから、初めに、市職員が北口の市有地に持つ考えを聞くための庁内アンケート調査を実施したところでございます。

第2回検討委員会では、庁内アンケート調査の結果報告と、市民や事業者などが持つ考えを聞く方法について検討し、アンケート調査の実施について決定しました。なお、職員アンケート調査では、北口の市有地に対する意見として、街づくりの中心となる賑わいを創出する場、まち全体の経済活性化を促す商業の中心、既存のイベントスペースを確保した利活用などが多く挙げられました。

第3回検討委員会では、アンケート調査の内容や方法について検討し、実施の準備ができたことから、11月25日より、市のホームページ上においてアンケート調査を実施しているところでございます。

今後は、アンケート調査の結果と、庁内のアンケート調査の結果から意見を集約いたしまして、利活用を検討するための基本となる、北口の市有地に求められる姿について、整理することとしたいと考えています。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひ多くの市民からのご意見を拝聴しながら、八街市駅前には顔がありますから、八街市が誇れるような、ほかの地域で取り組んでいないような斬新な企画となるように、一番は市民の幸せと申しますか、市民が求める方向で進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、いよいよ来年夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。八街市出身の空手の植草歩選手や、パラリンピックでは車椅子バドミントンの里見紗李奈選手らが、オリンピック・パラリンピック出場とメダル獲得に向け、活躍されています。八街市を挙げて全力で選手たちを応援することを通じ、市民が一体となり、シビックプライドの醸成や地域活性化へとつながることと思われま。

そこで、八街駅北口市有地等にパブリックビューイングを設置し、オリンピック・パラリンピックの応援体制を整備してはいかかがか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

皆様もご存じのとおり、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックへの出場が期待されている、八街市在住及び八街市出身の選手がおります。このため、出場が決定

された際にはパブリックビューイングを行い、市民を挙げての応援をしたいと考えているところでございます。また、パブリックビューイングの会場につきましては、夏場の暑さ対策や天候などを考慮し、中央公民館の大会議室において実施したいと考えているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックという最大のチャンスを、あますことなく活用し、次代に誇れるレガシーを創造していかなければなりません。来日される選手や応援団、観光客も含め、おもてなしの体制整備とともに、熱い感動の夏を迎えられるよう、最善の準備を進めていただければと思います。

以上で、やちまた21、小澤孝延の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時54分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

報告します。

加藤弘議員から、本日の一般質問は体調不良により着席で行いたい旨の依頼がありました。これを許可いたしました。

以上で報告を終わります。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

台風15号、19号、21号等で亡くなられた方、また被災されました皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。私たちは9月、10月に3度の台風により、過去には類のないような被害に見舞われ、多くの市民が大変な体験を余儀なくされ、被害も過去にない、例のない状況となりました。また、職員をはじめ、関係機関の皆様には大変なご労苦をかけたことに対し、感謝と御礼を申し上げます。

それでは通告に従い順次質問いたします。

質問の第1は、台風15号、19号、21号の各種被害について、伺います。

要旨1は、停電被害について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風15号では、今まで経験したことのない暴風雨により、本市でも家屋損壊や農業被害が

多数発生しましたが、暴風雨による倒木等が原因と考えられる停電につきましては、9月9日の時点で、ほぼ市内全域で発生し、9月21日の停電解消まで、実に12日間を要し、また、台風19号におきましても同様に停電が発生し、10月13日の約2千600軒をピークに、停電解消までに3日間を要したところでございます。

この長期にわたる停電において、市民の皆様のご日常生活に多大な影響を及ぼし、さまざまな被害が発生したものと考えております。

○加藤 弘君

それでは、再質問させていただきます。

台風15号の際、12日間の停電があったと。この期間というのは私も市民の方からのお言葉等をいただき、災害対策本部にできるだけ顔を出し、東電の方にも停電について今後どうなるのか、伺ってまいりました。その際、東電の方からは、今日はこの路線をやります、明日はこの路線ですよというぐらいの簡単な説明がございました。そういう説明を受けて、その地区の方に、今日はお宅の方をやってくれるよという連絡をしました。ところが現実には、その辺には入ってきませんでした。

そういうこともありましたので、災害対策本部では、日々、東電との間の協議、そういう修理の路線とか、そういうものの報告等は受けていたのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、議員が言われたとおり、なかなか今回の停電の箇所につきましてはの修繕等については一向に進まなかったのは確かでございます。ただ、これにつきましては我々も日々、東京電力、リエゾンとして災害対策本部の方にも詰めておりましたので、情報をとっていたんですが、なかなか、最終的に言えば東京電力の方も広範囲での被害があったということで、なかなか修繕の方が進まなかったということで、今言われたとおり、明日やる、明後日やるという工程がなかなか、どンドンずれていったというのは確かでございます。

今後、八街市役所としては東京電力との情報提供について、さらに、とり方を検討しなきゃいけないという反省点ではございます。

○加藤 弘君

それと、報道を見ますと電線に寄りかかった倒木の処理は、自衛隊の方がみえているにもかかわらず、当初はできなかったようでございます。また、市の方が水の支給ということで自衛隊に依頼された関係もあるかと思えますけれども。

報道を見ますと、千葉県と東電の間に災害対策でそのような協定が結ばれていなかったんだろうという報道もありました。その辺はいかがなんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回、倒木による停電については、確かに八街市としては早急に、千葉県に対しまして自衛隊の派遣を要請しております。ただ、今回は広範囲であったということで、千葉県内、八街もかなり被害は大きかったんですが、南の地区でかなり大きかったということで、自衛隊の派遣もなかなか計画的に行かなかったというふうに聞いております。うちの方は今言われた

とおり、まず給水活動の方で自衛隊派遣、それと倒木処理の派遣をしておりましたが、千葉県と八街市の中での意思疎通ができていなかったという点も1つの原因であると考えております。

○加藤 弘君

停電に関連してお伺いしたいんですけど、停電の後、市内のスーパーやコンビニから商品がほとんどなくなりました。買い物をしたくてもできないという状況がありまして、担当部長の方をお願いしまして、即、コンビニやスーパーの本部に連絡を入れて、市民がこういう状態で困っているから、早急に商品を供給してくれという要請をしていただきました。その後、翌日には各店舗に商品が並び始めましたので、これは部長からの連絡が大変大きかったものと感謝しております。ありがとうございました。

それに伴いまして、市の方としては、このような災害があったときに、市民に対し、何日間ぐらいの飲料水や食料品の確保を指導していくのか。その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

現在、うちの方で決めております災害防災計画でいきますと、1家庭では3日分の飲料水または食料品の保管をお願いしております。ただ、今回の長期的な停電を考えますと、3日では全く足らなくなってくるということですので、これの見直しもしなければいけないというふうに考えておりますので、市民の方々につきましては最低でも1週間程度の備蓄をお願いするような形になるかと思えます。

○加藤 弘君

要旨2、交通網被害について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、小向繁展議員に答弁したとおり、台風15号では、道路冠水8カ所、土砂流出46カ所、倒木被害383カ所で、そのうち通行止め箇所は7カ所で、原因別では、道路冠水によるもの1カ所、倒木によるもの6カ所でございます。

台風19号では、道路冠水18カ所、土砂流出32カ所、倒木被害71カ所で、そのうち通行止め箇所は4カ所で、原因は全て倒木によるものでございます。

10月25日の豪雨では、道路冠水91カ所、土砂流出81カ所、倒木被害9カ所で、そのうち通行止め箇所は24箇所、道路冠水によるもの14カ所、土砂流出によるもの3カ所、道路の陥没によるもの7カ所となっております。

なお、通行止め箇所につきましては、現在、施工中の道路陥没による2カ所を除きまして、全て解消されております。

○加藤 弘君

昨日も土砂の流出については質問がありましたけど、場所によっては、距離や高さからいって、地権者個人でやりきれない部分があるんじゃないかと思えます。その辺に対して、担当課の方はどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

土砂の流出対策につきましては、昨日の一般質問の木村議員に答弁したとおり、畑の所有者や耕作者に対して、畑の道路際の溝堀や植栽、土どめ等の設置をお願いしております。なお、土砂流出後の対応といたしましては、職員による直営作業で土砂撤去を行って、通行に支障がないように対応しているところでございます。

基本的には原因者負担の考えから、土砂流出対策としては市が土どめの設置をするなどの対応についてはなかなか難しいところもございます。今後も畑の所有者、耕作者の方々の協力を得ながら、被害の軽減につながるよう努めてまいりたいと思っております。

そのほかに、市で例えば拡幅とか、そういう場合がございます。買収して拡幅等がございます。そういうときとか、そういう時点では、当然、用地幅も、買収幅もございませうけれども、間知石を積むなり、土どめをするなり、施工するなりということは可能になると思えます。そうしたことも含めて、今後、土砂流出に対しては市民の皆様のご協力、また市でも対応できる場所はするというようなことで進めてまいりたいというふうに考えています。

○加藤 弘君

今の部長のお話にもありましたけど、対応を検討していってくれるということですが、個人でやりきれない部分があると思います。距離が長かったり、先ほども言いましたように高さがあったり、資材等、個人だけではどうしようもできないというところがあると思います。そういう部分に関しましては、今もお話がありましたように、道路の拡幅を含めて、地権者と協議しながら、できるだけ早期に、二度と同じような災害が起きないようにしていただきたいと思います。土砂流出する場所は雨量が多いといつも同じような場所で起きていますので、その辺の検討を進めていただきたいと思います。

それでは次に、要旨3、建造物被害について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風による建造物被害の状況を罹災証明書における罹災程度に基づいて申し上げますと、1月22日現在、全壊9棟、大規模半壊10棟、半壊61棟、一部損壊のうち準半壊83棟、一部損壊のうち準半壊に及ばないもの2千62棟で、合計2千225棟となっており、改めてその被害の大きさを痛感しているところでございます。

○加藤 弘君

わかりました。

次に、要旨4の農畜産物被害について、お願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の農畜産物への被害状況につきましては、台風15号では、ビニールハウスなどの農業施設の多くが倒壊、破損し、収穫が始まったばかりのトマトへの被害、また播種後まもないニンジンや里芋など、本市の主要農産物に甚大な被害を受けたほか、乳牛などの畜産動物の

熱中症や、生乳、鶏卵の出荷停止など、停電による二次被害も多く発生したところでございます。

また、台風19号では、農業施設への被害はなかったものの、ニンジンや生姜などの作物に被害がありました。

その後の台風21号では、ニンジン、落花生などへの大雨による被害のほか、鶏舎が浸水し、約3万羽の肉用の鶏が被害を受けたところでございます。

なお、一連の台風による農業被害額は、推計値であります。60億円を超えるものと見込んでおります。

○加藤 弘君

台風15号によってパイプハウスなどの農業施設が倒壊し、甚大な被害があったとの答弁がありましたけれども、国の補助事業によりパイプハウスの再建を行うには、昨日もありましたけれども、共済加入が要件だと聞いております。

八街市では共済に何割の農家の方が加入しているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

北総農業共済組合に確認いたしましたところ、約3割の加入率と聞いております。

○加藤 弘君

それでは、共済のパイプハウス1棟当たりのかけ金はどのぐらいになるんですか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

共済に加入するためのパイプハウス1棟当たりのかけ金につきましては、標準的な200平方メートルくらいのパイプハウス1棟で約1万円かかるものと聞いております。

○加藤 弘君

加入率がかなり低いと思われそうですが、どのように考えていらっしゃいますか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

毎年行っております農家組合連合会長会議の際、北総農業共済組合も出席しております。その席におきまして、制度の説明や加入促進をしていただくよう、説明してまいります。今後も加入促進に向け、共済組合と連携し、周知を図ってまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

森林の被害ですけど、台風15号では農業施設のほかに森林も被害を受け、倒木しておりますが、倒木の原因はどのようなことが原因と見られているのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

倒木の原因の1つといたしましては、間伐などの整備が行き届いていないことや、病気が原因ではないかと考えております。

○加藤 弘君

千葉県では山武杉の溝腐れ病が蔓延していると報道等で伺っております。今回の倒木は溝腐れ病が主な原因と考えているのか、本市の対策をお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

山武杉の溝腐れ病対策につきましては、これまでに木の伐採を行う千葉県森林組合と山林の所有者との調整が調った山林に対し、補助事業を活用し、支援を行ってまいりました。本年度も森林整備を予定しておりましたが、台風の影響で県内の森林の多くが被害を受けたことから、森林組合が災害復旧を優先して行っており、通常の森林整備まで当面できないとのことで、事業の実施を見送ることとなりました。

市といたしましては、引き続き森林組合と連携し、事業の再開に向け、協議してまいりたいと考えております。今後は山林の所有者に対し、森林の適正な維持管理について周知するとともに、補助事業での支援なども含め、本市の現状と課題に即した森林整備につきまして、調査研究してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

それでは、質問第2、避難施設等の連絡について、お伺いします。

要旨1、高齢者、独居者の避難について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の台風15号、19号での高齢者、独居者への避難についての連絡方法につきましては、防災無線、広報車、防災メールでお知らせしたところでございます。また、民生委員の方々に、可能な範囲で高齢者の安否確認を行っていただくようお願いしたところでございますが、訪問の際に、自力で避難所への移動が困難な場合は市へ連絡するように伝えていただいております。高齢者から移動が困難であるという相談があった場合は、市職員が自宅から避難所へお送りしたところでございます。

○加藤 弘君

区によりましては単独でこういう情報を収集されているところがあると伺いました。市の方で調査された情報は、地区の、区との共有はされたのか、その辺はいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

避難所の避難につきましては、災害対策本部の方の防災無線、また広報車、防災メール等でお知らせしているところでございます。

その中で、区との連携につきましては私の方では把握しておりませんが、そういった情報網を使いましてお知らせしたところでございます。

○加藤 弘君

私の住む団地は16世帯ですが、区に加入しているのは私だけで、台風時も、急傾斜地ということで避難対象者が私を含めて3軒ありました。区からの連絡は私だけに台風15号のと

きにありました。他の2軒にはどこからも連絡が入っていないという実態がありました。区に対して、そのことは話しましたが、私たちは区民に対しては連絡しますというお話をいただきました。それでは、市民の避難をどのようにするのか。そういう区分けをされるのか。連絡を受けなかった方々は、台風15号のときは、まだ広報無線も壊れていましたので、そういうこともあったかと思えますけれども、台風19号のときは広報車が来て連絡をいただいたと、下で聞こえたということでありました。

そこで、(2)区への未加入者の避難連絡についてはどのようにするのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民に対しまして避難を呼びかける際には、行政区への加入の有無にかかわらず、全ての市民の方々に防災行政無線、やちまたメール、市ホームページ、千葉県防災情報システムと連動した報道機関への周知、これに加えまして、広報車や消防団車輛による呼びかけ等で情報伝達を実施しているところでございます。

防災行政無線の放送が聞こえづらい等の問題がございますので、引き続き情報伝達手段につきましては、さらに調査研究してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

確かに防災無線が聞きづらい、あるいは家の中に入っていると聞こえないという方は多々いらっしゃると思います。今、私たちもそうですけど、携帯電話で、やちまたメールの配信がありますので、この辺の使用方法を再度、広報紙等に掲示していただいて、多くの市民の方に、やちまたメールを受けられるように進めていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

確かに今回の災害では防災行政無線が聞こえなかった、または聞きづらいという声をたくさんいただいております。今、議員が言われました防災メールでございますが、こちらについては私たちもこれからどんどん周知していきたいというふうに考えております。例えば広報紙での周知、また回覧、各イベント等での周知、各種会議等でお配りして、防災メールの設定をしていただく。また、もし高齢の方で設定できないということでお声があれば、私たちの方から出向いてとか、来ていただければもちろんこちらの方で設定するという形で、多くの方たちに防災メールの設定をしていただきたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

それでは、(3)避難施設について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の災害では、市内全ての小学校、中央公民館、スポーツプラザ並びに土砂災害警戒区域にあるコミュニティセンターを含む19カ所を自主避難所として開設いたしました。

避難所の施設につきましては、体育館等を利用していることもあり、プライバシーの確保や

停電時に水が出ない施設のトイレ利用に問題点があると考えております。また、避難施設との連絡につきましては、スポーツプラザ、中央公民館ではその施設を管理している職員と連絡をとり、その他の施設におきましては職員を避難所に配置いたしまして、避難所の状況を報告する体制を整え、対応したところでございます。

○加藤 弘君

昨日も他の議員さんから再質問でありましたけれども、当市の避難所は、あくまでも場所の提供という状況でした。避難施設として国の示す基準にはほど遠いと思いますので、再考して検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の避難所のことにつきましては、昨日からさまざまな意見をいただいておりますので、十分に検討させていただきたいと思っております。

○加藤 弘君

今回、避難施設に行けない理由として、こういう方もいらっしゃいました。動物を自分の家族のようにかわいがっている、その動物を持っていけないから私は避難所へ行けないんだと、行きたいけど行けないんだという方もいらっしゃいました。その辺も含めて検討してあげていただきたい。お願いいたします。

それでは質問第3、現在、119番通報は昔と違って佐倉市じゃなくて千葉市に入ると伺っております。今回の台風15号の際には、開いている病院も少なく、119番通報が大変増加したと、消防職員の方からも伺っております。例えば佐倉管轄の救急車があいていない場合は、今回は千葉市の救急車が八街に出動するような状況もあったと伺っております。

そこで、（1）停電時の医療機関への支援について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県保健医療計画では、災害発生時、県は被災地内の医療機関や市町村の情報を収集、分析して、必要な物資や人的な支援を行うこととなっております。その支援には、停電時の停電施設に対する発電機の貸与、燃料の手配についても含まれております。

また、本市では、今回の災害におきまして、医療機関等の被災情報を確認して、その状況を県に報告しております。

今後も、災害時におきましては医療機関及び県との連携を密にいたしまして、停電時の支援等、必要な措置を講じることにより、医療体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

市内の医療機関の被災状況はどのような状態だったのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

今回の災害におきましては、市内の医療機関等に対しまして個別に診療状況について電話確認し、庁舎内に設置しておりました災害用掲示板及びホームページ内の災害関連情報に掲載するとともに、電話等による問い合わせにも随時、情報の提供に努めたところでございます。

その他、市内の医療機関について、大きな被害等は、停電を除きまして、なかったように聞いております。

○加藤 弘君

医療機関に対しまして、県から被災医療機関への物資や人的支援はスムーズにあったのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

まず、県内の病院等につきましては、災害発生時には県が運用する広域災害緊急医療情報システムにより、各病院の被災状況やどのような支援を必要とするかなどが確認できるようになっており、八街市内の病院でも今回の台風15号では停電により被害がございましたが、主電源がダウンし、診療等が一時できなくなった病院や、自家発電機を回して対応した病院が確認されております。

台風15号では、県は情報収集にとどまり、医療機関に対する物的あるいは人的な支援は行われませんでした。

○加藤 弘君

要旨2、医療機関へ行くための交通支援体制について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市地域防災計画における災害時の搬送体制といたしましては、軽傷者は区、自主防災組織及び事業所等が協力して搬送することを基本としております。また、千葉県では平成31年1月に千葉県個人タクシー協会と、災害時における緊急搬送等に関する協定を締結しており、災害発生時における災害の状況、被害情報の収集、県内市町村から県への要請に基づく避難行動要支援者の搬送などに協力していただくこととなっております。

なお、医療機関への通院等につきましては、公共交通機関や民間の交通機関を利用していただけことが基本となります。また、佐倉市八街市酒々井町消防組合とも連携を図り、緊急時には迷わず救急車を呼んでいただくよう、対応しているところでございます。

○加藤 弘君

区や自主防災組織が搬送することが基本ということをおっしゃいましたが、実態としましては、ここまでやるのかという声も伺います。防災組織等に対しての講習、研修を数多く行って、そういう意識を持っていただけるようにしていただかないと、実際には動いていかないんじゃないか。その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

自主防災組織に対して、県の方でも研修会等、さまざまなものを行っておりますので、今後、そちらの研修会の方への参加をお願いしていき、これは搬送に対する基本的な考えでございますが、これにつきましては一応、我々としてはお願いという形をとっております。

○加藤 弘君

先ほど個人タクシーという言葉がありましたけど、多分、八街市には個人タクシーはないんじゃないか。そういうことから、タクシー会社は2社あると思うんですけど、そういうタクシー会社と防災協定は結ばれているのでしょうか、いかがでしょう。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

市内の個人タクシーにつきましては、現時点では把握しておりません。県が締結している、災害時における緊急搬送等に関する協定におきましては、災害時に避難行動要支援者の搬送が必要となった場合、市町村から県へ要請することにより、県が千葉県個人タクシー協会へ協力の要請をすることになっておりますので、仮に市内に個人タクシーがない場合でも、協会に加盟している個人タクシーが配車されることとなります。

なお、災害時における輸送方法等につきましては、市内のタクシー会社との協定を締結することを含め、今後の検討課題であると考えております。

○加藤 弘君

それでは次に、4備蓄倉庫について、お伺いします。

(1) 備蓄品の有効期限等について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

備蓄倉庫は、市が指定している避難所、避難場所に設置しており、避難所開設に必要な資機材や、一定期間の滞在を余儀なくされた避難者に対応するための食料、水等を備蓄しております。

食料や水など、賞味期限のあるものにつきましては、期限間近のものを防災訓練で使用したり、学校の児童・生徒に配布し、防災意識の高揚を図っているところであり、期限が切れる前の入れ替えを実施しております。

○加藤 弘君

次に、要旨2、乳児の液体ミルクなど、アレルギー体質の方への食料について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

乳児用液体ミルクにつきましては、容器内のミルクを乳幼児がそのまま飲めるため、災害時に衛生面からも有効なものと考えております。2019年に国内販売が開始されましたが、賞味期限が6カ月と短いことから、現在のところ、備蓄としては行っておりません。また、アレルギー体質の方への食料でございますが、アレルギー物質不使用のアルファ米やライスクッキーを中心に、備蓄を進めております。

○加藤 弘君

次に、要旨3の発電機の台数補強について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

発電機につきましては、市では各指定避難所に設置している備蓄倉庫に、避難所を開設するために1台を常備しております。また、自主防災組織をはじめ、行政区及び自治会等で整備していただいているところもございます。

現在、市から行政区などへの貸し出し用の発電機は用意しておりませんが、今回の災害を踏まえまして、発電機の台数補強につきましても十分に検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

その発電機ですけれども、台風15号のときは、たしか、報道から得た知識ですと、県に発電機が二百数十台あったと。ですけど、これがどこの市町村にも行っていなかった。台風19号のときですか、2階の階段が上がったところに10台ぐらいの発電機があった。これは県から持ち込まれたものなんですか。どういう経緯で持ち込まれたんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

これにつきましては、県の方から貸与されたものでございます。

○加藤 弘君

それは市から台風19号のときに要請して、来たんですか。それとも、県の方から持ち込まれたのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

台風19号につきましては、県の方からの附置型でございます。

○加藤 弘君

備蓄倉庫ということで関連してございますけれども、支援物資。今回もただということから、ただというか、無償ということで何度も列に並んだり、また入手されたライトがネットで出回ったり、家族で何枚もブルーシートを持ち帰った方がいるということを伺っております。

このような状況を鑑みまして、支援物資の支給方法は免許証や保険証の提示を求めるなど、全ての市民に行き渡るような方策を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

確かに今言われたとおり、今回の災害においては、私たちも一部で支援物資を配布したところでございますが、本当に必要な方、本当にという言い方が悪いんですが、必要とされる方の手元に行き渡っていなかったという反省点はございます。

今後につきましては、今言われたように、例えば免許証を見せていただくとか、あとは住所と名前をこちらの方で書くとか、本当に必要な方に渡るような形での配布方法を十分検討していきたいというふうに考えます。

○加藤 弘君

支援物資についてですけど、市役所以外で支給された、学校や各地区で支給された支援物資の配布方法ですが、今回、ある学区のPTA会長さんや区長さんたちの連名で、市等に意見書が出されていると伺っております。

支援物資ですから、あくまでも被災者へ支給される物品であるべきではないかと思えます。

今後は、こういう支援物資の支給を市役所が行う場合は、区の役員の方や市役所職員を中心に、全ての市民に平等に行き渡るような形、必要とする方々に、大勢の方々に行き渡るようにすべきではないかと考えるところでございますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

支援物資につきましては多くの方々、企業の方々からいただいたところでございます。支援物資につきましては、量に限りがあるということで、私たちも配付方法につきましては要支援者宅に直接、市役所職員または区の役員、または民生委員等で直接お持ちするという方法を決めて、これは災害対策本部で決定したところでございます。これによりまして、支援物資につきましては必要とされる方に行き渡ったものというふうに私たちは考えておりますが、ただ、内容につきましては、全ての方に行き渡ったわけではないというふうに私たちもお聞きしておりますので、これについても反省点というふうに考えております。大事な支援物資でございますので、本当に必要とされている方に行き渡るような形を今後も検討させていただきたいと考えております。

○加藤 弘君

先ほど発電機の台数補強を検討していただけたということでもございましたけれども、市の中心部以外は、井戸の使用者がほとんどです。こういうことを鑑みまして、その地区の全てに市が水の供給に動くということは大変無理があるかと思えます。そういうことから、補強された発電機、こういうものはできれば各地区に、井戸をお持ちの方はたくさんいらっしゃいますので、そういう方の協力を求めて、水質検査等もしていただき、防災井戸として認定していただきまして、そういうところに発電機を預けるなりする方法を講じていただければ、より有効に活用されるのではないかと思いますので、その辺を含めて検討していただきたいと思えます。

質問第5、自主防災組織について、伺います。

自主防災組織1団体に対し、市から50万円の補助金を出され、各組織で必要とする資機材等をそろえていると伺うところでありますけれども、組織の活動状況や資機材の活用方法が見えていないところがあると考えております。

そこで、要旨1は資機材の活用について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自主防災組織には、設立時の支援策として、活動に必要な資機材の購入費補助を実施いたしまして、発電機等を整備していただいているところでございます。

今回の災害時には、井戸を活用している地域において、長期停電の対応策として、発電機による給水活動をしていただいた組織が多数ございました。これは、自主防災組織で整備している資機材を活用した共助が機能したものと考えております。

○加藤 弘君

要旨2、被災者宅への自主防災組織の支援活動について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自主防災組織による個人宅への支援につきましては詳細を把握しておりませんが、被災者に対する給水活動や地域での倒木処理、飛散したごみの回収等、十分な活動を実践していただけたものと考えております。

○加藤 弘君

要旨3、通常時の組織の訓練状況の把握について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自主防災組織の平時の活動につきましては、地域内の安全点検、防災知識の普及啓発、防災訓練が主なものとなります。それぞれの地域におきまして、安全点検や防災訓練を行っていただいております。今回の災害により市民の皆様方の自助、共助に対する重要性の理解は進んだものと感じておりますが、今後は地域住民に対する防災知識の普及、啓発について、市もできるだけの支援をしてみたいと考えております。

○加藤 弘君

防災組織の組織形態や資機材の管理、書面等での管理状況や報告をどのようにされているのか、行政として受けているのか。資機材の管理、それを書面や報告でどのように受けているのか、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

資機材のことにつきましては、当初うちの方から自主防災組織の方にお渡ししまして、防災組織の方で管理していただいておりますので、ペーパー等での報告はございません。

○加藤 弘君

防災組織の訓練、活動、それは防災組織に任せているのか、それとも年に数回やってほしいよということを伝えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

それぞれの自主防災組織によって規模等が変わりますので、それにつきましても自主防災組織の方にお任せしております。それぞれの自主防災組織の方で必要であると思われる研修、活動についてはお願いしているところでございます。

○加藤 弘君

それでは、6番の災害時の対応と復興・復旧について、お伺いします。

9月、10月の2カ月の間に3度にわたる台風による災害が発生しております。現在の体制、防災課だけの本部体制は大変無理があるのではないかと思います。現在の防災課は既に交通と消防を担当されております。組織の再編成を検討すべきところではないかと思えます。

そこで、要旨1は災害対策、災害に対する危機管理体制について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害時の対応につきましては、災害対策本部におきまして情報を収集し、必要な対策を決定し、市役所内の各部、各班において実施することとしております。

今回の災害の経験から、大規模災害に円滑に対応するためには、災害時やその他の緊急な対応が必要な事態が起きたときに、その対応に関する業務の総合調整を担える職員の配置など、災害に備えた体制を確保するとともに、平時から災害に関する知識や防災技術を習得し、訓練等を通じて実践、検証する必要があると考えております。このため、今後、危機管理に関する高度な専門知識や経験を有する職員の配置を含め、防災体制の強化、充実に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

それでは要旨2、復興・復旧対策本部の設置について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の現状は、災害対策を経て、復旧・復興の段階に入っているところでございます。国や県から示された災害に対する支援策に基づきまして、各部署で復興・復旧支援策を遂行し、順調に推移しておりますが、現在のところ復興・復旧対策本部の設置は考えておりません。

今後も、全庁を挙げて復興・復旧に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○加藤 弘君

今回、対策本部等で電話等の対応等につきまして多々問題もあったと感じられますので、今後、本部設置の際には総合的に対応できる人員を配置して、対策にあたっていただきたいと考えてございます。

それともう一つ、今後の被災状況の調査、今回は市民の方や団体からの申請、報告等でまとめられたんじゃないかと。この辺を、できればドローン等を活用していただきまして、より詳細に短い期間で集計ができるような対策も検討していただきたいと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

確かに言われたとおり、今回の災害につきましては情報収集等がかなり遅くなりましたことから対応が遅くなったという点もございまして、さまざまな、今言われたことも考えまして、さまざまな点から、視点から、考えていきたいというふうと考えております。

○加藤 弘君

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後 1時08分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新誠会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

新誠会の小高良則でございます。

令和元年度9月9日未明の台風15号から19号、そしてその後の豪雨災害につきまして、被災された皆様にお見舞いを衷心より申し上げる次第でございます。今もお爪痕が残り、少しでも早い時期に以前の生活に戻れますことをご祈念申し上げる次第でございます。また、市民の皆様におかれましては、お体には今後も十分ご留意願いたいと思います。

私の今回通告してあります質問事項は1点でございます。台風、豪雨災害について、お伺いいたします。

(1)としまして、被災状況はどうであったか何うところでございますが、今議会でも多くの議員の方々が同様の質問をしているところですが、強いてここで伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先ほど加藤弘議員に答弁しましたとおりでございますが、約2カ月の間に2つの台風及び記録的短時間大雨により、強風や猛烈な雨の自然災害に見舞われまして、市内ほぼ全域における大規模かつ長期にわたる停電、家屋の損壊、冠水等、本市では今までに経験したことのない甚大な被害を受けたところでございます。

○小高良則君

この被災状況で、災害対策本部が立て続けに立ち上がりました。その中で議会としても災害支援本部が立ち上がり、各議員がそれぞれに災害の現状を見てきたところでございます。さまざまな、これからの検討課題、反省を経ての検討課題であったり、今後、今回は台風、強風、豪雨でしたが、関東では首都圏直下型地震が30年以内に来ると言われております。そのときのためにも、今回の教訓をさらに充実させて、いざというときに備えていかなければなりません。

そこで、(2)今回の災害を経て、今後の課題についてをどのように考えているのか。

①として、事前対応、初動対応、事後対応、広報対応、調査、強風時と大雨時の避難、冠水対応、防火対応などについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風時等の気象警報が想定される場合の対応といたしましては、気象情報を確認しながら早目の警戒を整えるため、担当職員により注意配備体制を敷き、災害対策本部を設置いたしま

して、災害対策を進めたところであり、市民の方々の避難につきましては、災害発生前の行動可能な時間帯に避難所への避難を呼びかけたところでございます。

ゲリラ豪雨等、突然の大雨での避難については、外出するのは逆に危険を伴うこともありますので、2階建て以上の建物であれば垂直避難を推奨しております。

市道の道路冠水のための通行止めに対しましては、4カ所において、「大雨時、道路冠水のため通行止」の標識を設置しておりますが、その他の箇所につきましても早急な現場対応ができるよう、車輛通行止めが必要となり得る箇所につきましては、消防団機庫等を含めた公共施設に、車輛通行止め等の看板を保管できるように、検討してまいります。

また、停電したときに自宅を離れるときは、停電で止まった家電が通電後に漏電するなどして発生する通電火災のおそれがありますので、ブレーカーを落としていただき、あわせて、停電時でのろうそくの使用は火事の原因になることが多いと言われておりますので、懐中電灯、電池式のランタンの備えをしていただけるよう、周知してまいりたいと考えております。

この災害を踏まえまして、市民の方々に自助、共助の重要性の理解が進んだものと感じておりますので、引き続き防災意識の向上が図られるよう、防災啓発等、努力してまいりたいと考えております。

○小高良則君

それでは再質問させていただきますが、通電火災の話がございましたが、通電火災は目に見えない火災、気がつかない火災であって、非常に怖いものがございます。

広報の方法として、今後どういうふうにするべきか、検討すべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今言われましたとおり、停電解消後の通電による火災がかなり心配されております。これにつきましては、あらゆる場所での周知方法が必要だと思いますので、例えばイベント会場での周知、または各戸への回覧であったり広報であったり、これにつきましてはあらゆるもの、使えるものについて、今後早急に検討させていただいて、周知を図っていきたいと思っております。

○小高良則君

続いて、さまざまな議員から倒木の話が出ました。山武杉の溝腐れ病、処理にあたっていただいた方々には感謝するところでございますが、完全処理ができずに、今現在、山の中に放置されている状態が見受けられます。今後はどのように、そのような木を処分、また森林の整備がされていくのか、どういう想定が考えられるのか、現時点でわかる範囲でいいので、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

山武杉の溝腐れ病対策につきましては、これまでも千葉県森林組合と山林所有者との調整が調った山林に対しましては補助事業を支援してまいりました。市といたしましては、引き続

き森林組合と連携し、補助事業の再開に向けて協議してまいりたいと考えております。

○小高良則君

その中には、とりあえず山に仮置きしたような状態の雑木も含まれているという考えでよろしいのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

そのものも含まれるものと考えております。

○小高良則君

森林環境税の方から、さまざま緑、環境保全のための割り振りが市町村、自治体に来ています。それらというのは復旧等のためには使えないのでしょうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

そちらの税金につきましても、今後対策に使えるよう、研究してまいりたいと考えております。

○小高良則君

続いて、東京電力にも大変苦勞していただいて、市長の命令のもとに復旧していただいて、大変感謝しているところですが、まだ完全復旧ではないように思います。まだ傾いた電柱が、仮押さえであったり、電線の垂れ下がり等が見受けられますが、完全復旧に向けてはどのような状況になっているのか、今後の動き、東電さんの動きですね、わかりましたら、お答えいただきたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

東京電力につきましては、災害が終了した後も打ち合わせをさせていただいております。今言われたとおり、電柱の傾き、まだ倒木等がもうじき起こるのではないかなというふうなところも、電線に起こるようなところも想定されているところがあるというふうにお伺いしております。東京電力につきましては、早い時期というふうに言っているんですが、なるべく年内または年度内というふうに示しております。年度内ということが1つの目安だというふうと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。とりあえず電気による事故がなければ、それが一番大切なことだと思います。通電火災という言葉もありましたけど、感電とか、交通の支障にならない範囲で、日常生活が送れているのが何よりだと思いますが、まだ垂れ下がっていたり、何かの拍子で断線するようなことがあってはいけないと思うので、聞かせていただきました。

続きまして、農家の方々から、ビニールハウス等の復旧に向けて今頑張っていらっしゃる方々の声も聞いています。ただ、今回は畑の冠水がひどくて、ご承知のように何日も水をポンプで汲んだりというような作業をしている状況が見受けられる中、ある農家の方から、畑の冠水の対応として、国、県等で暗渠の指導、また技術指導であったり、補助金であったり、出ないのかと。田んぼなんかで水の引かないところだと、土管だったり、もみ殻をまいたり

して水を抜くということがあるようですが、そのようなことはできないのでしょうかというようなことを私にされました。その点は、もし見識があれば、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

畑の排水整備につきましては、2地権者以上、また面積等の制限もございまして、それに合致するものであれば県の補助事業がございしますので、そちらの方を活用してできるものと考えております。

○小高良則君

ぜひとも周知していただけるように、農家の方々に広報していただきたいなと思います。ただ、2以上という規制がある。そのハードルを越えるのは大変なのかなと思いますけど、説明だけはどこかでしていただければ幸いです。

続きまして、バイパスが今回冠水してまして、横断ですね、バイパスの排水が完成することによって解消される部分があると思います。バイパスの排水は今後どのように進められていくのか、わかれば教えてください。

○建設部長（江澤利典君）

バイパスの排水ということで、今、五区の萬来商店から向こうに向かって開通はしておりますけれども、あそこの部分については暫定調整池ということで、片側2車線分のところを池ということで、今は暫定調整池として機能しているところでございます。

今後、将来というか、4車線が完成する前に、当然、調整池の整備はしていかななくてはいけないということになっておりますので、その辺を含めて、県の事業でございしますが、その辺も十分に印旛土木事務所と打ち合わせをしながら、バイパス全線、開通は早い時期に、2車線で開通はしますけれども、4車線になった場合のことについては当然その部分の調整池も必要ということになりますので、それを含めて協議して、整備を進めるということになると思います。

○小高良則君

今回の豪雨を見て、その辺も加味した中で協議していただいて、流末ができた際に、流末が大変なことにならないように熟慮していただき、完成に向けて進めてくれるよう、お願い申し上げます。

続きまして、災害復興時にさまざまなボランティアの方が手伝ってくれたりしました。山口議員のときには、隊友会の方が一緒に広報してくれたという話も出ていましたが、隊友会組織としてはさまざまな自治体、また県と協定を結んで災害支援活動をしている様子がございます。それらの協定も必要かと思いますが、千葉県では残念ながら千葉県隊友会、また八街の支部だったりとの協定がまだなされていない状況がございます。それらの団体との協定も、もし申し出があった場合には検討いただきたいところでございます。そしてまた、八街市としても29団体と災害時の協定を結んでおりまして、物資であったり場所の提供であったり、しているところでございますが、物資、場所のほかに、今言ったような、隊友会の協力のよ

うな人的協力を求める協定も必要では、これからは、ないかと思いますが、それについての考えをお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今、議員さんが言われたとおり、今回の災害を機に、さまざまところ、例えば事業所だったり団体だったり、企業等と協定を結ぶ必要があるというふうに考えております。今言われたとおり、隊友会、これは1つの例でございますが、隊友会さんの方とも協定を結ばせていただいて、人的な支援をいただくという方向の協定についても十分検討させていただきたいと考えて思います。

○小高良則君

よろしくお伺いいたします。

今回、小菅議員から質問があったときに、壊れた建物の件が出ました。四区でも倒壊しそうであると。また、一区においても、先ほども確認したのですが、トタンが落下してきそうなところがあります。通学路で大変危険だというふうに先ほども認識したところがございますが。

行政として、そういう危険建物に対して105件の文書を発送しているということですが、危険建物に行政の、八街市の名前で、赤なり青なり、危険建物で注意というような表示をしたらどうかと思いますけど、それについての考えをお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

危険空き家とか、その辺の関係で小菅議員にお答えしたと思いますけれども、ランク付がありまして、Aランク、Bランク、Cランクということで、Dランクは当然、かなり厳しい状況になっていますけれども、件数はあれなんですけど、報告しております。

そうした中で、当然危ないということで連絡を受けて、こちらの方でも調査していますけれども、その辺の連絡を受けた際には当然、所有者に連絡して、空き家、危険ですということで、対応をお願いしますということで通知を105通でしたか、説明して通知しているところでございます。当然、認識していただいて、早急をお願いしたいということで、市としてはお願いしているところでございます。

いろいろな面で災害においてこのような、いろんな面で水害から含めて、家屋から含めて、そういうものがありましたので、その辺については随時、担当部局として、危険にさらされないよう周知、また所有者に対しての依頼ということで進めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

どうやら貼り紙のことは考えていないというような答弁だというふうにとりましたが、近隣の人たちには重ねて心配をかけないために、貼り紙があれば、連絡はしてあるんだなという確認がとれますので、今後、様子を見て、また提案させていただきたいと思います。

続きまして、冠水箇所でかなり道路が、道路において冠水箇所があり、車が水没してしまった件数が、台数がかなりあるようです。マスコミ、また私のフェイスブック等でも、その状況が、屋根が少し出ている程度の箇所もございました。これらの水たまりに入るのは、元来、

車は水に浮きませんので、むちゃがあるんですけど、車、どうしても深さがわからないで入ってしまうケースがございます。

先ほど市長答弁もございましたが、一区の消防機庫にも実は看板が2枚ありまして、その先が冠水するために、以前は、数年前はあらかじめ消防団なり市の職員に看板を立ててもらって、通行止めにしてしました。ただ、市内各所を通行止めにしてしまいますと、通行が麻痺してしまって大変なことになってしまいますが、それでも今回の豪雨のようなときには、たとえ麻痺しても市民、また皆さんの財産を守るためにも、あらかじめ看板の設置ができたのではないかと考えます。

ただ、そのような対応も先ほどして下さるといような話、答弁をいただいていますから、今後、幹線道路だけ、細かな道路までは麻痺してもしょうがない場合もあると思いますけど、幹線道路が麻痺すると、緊急物資であったり、緊急車輛であったりが通行できないので、そういうところはいち早くパトロールしていただきたい。

先般、富里の方を走っていらっしゃいましたら、車高の高い車で、道路パトロール車ということで、黄色と白の車が走っていましたが、八街は災害時に、緊急時において、そういう道路パトロールをするようなことが今回、台風と豪雨であったのか、今まで議会で聞いていますと、市民よりの通報であったり、区長さんからであったり、議員さんからであったりという話ですけど、行政としてはどのような道路パトロールを行っているのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の災害につきましては、いち早く私たち市職員も現場に出ています。防災課と道路河川課が合わせて、災害に合わせてパトロールを実施しております。

先ほどこちらからも答弁させていただきましたが、それ以外に各地区の区長さんであったり、いろいろな方からの情報を得ております。今、議員さんが言われたとおり、幹線道路につきましては、もちろん通行止めにしなきゃいけない地点ではするということで、ただ、今回、1時間当たり100ミリという豪雨がありました。ただ、豪雨が30分で解決するものなのか、1時間で解決するものなのか、その都度、状況を見なければわからないということですので、情報を受けた中で現場を確認し、通行止めにするのか、迂回路を設けるのか、それぞれの場所によって、ケース・バイ・ケースとさせていただきたいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

今回、災害対策本部が設置されて、何といたしますか、混乱しないように、議会は災害支援本部を作って窓口を一本化していたわけですけど、災害対策本部において、市民が個々に来たり、区長さんなりが来たり、議員さんなりが押し寄せるといことはなかったと思うんですけど、窓口を作って対応したのか、それとも個々にばらばらで対応したのか、その辺をお伺いしたいんですけど。

○総務部長（大木俊行君）

今回の台風につきましては、台風15号、19号、21号、それぞれに合わせて災害対

策本部を設置しております。

災害対策本部でまず行ったものにつきましては、市民の方々からの問い合わせを一本化するということで、代表電話を1カ所に集めました。それから、個人からのいろいろな意見、また情報等につきましても、電話で受ける場所は1カ所。道路に関しまして、直接ご連絡いただく場合には道路河川課、それ以外のものについてはほとんどが防災課の方に回っております。

○小高良則君

私が来庁したときに、市民が直接、災対本部はどこですかということで来ていて、3階にありますという話はしたんですけど、それらへの直接対応、物資をくれとか、何をしてほしいというのが来ると混乱するんじゃないかと思うんですけど、そういうときの窓口というのを一本作っておくと非常にスムーズに行くと思うんですけど、今回はあったのか、また今後どうするのか。

○総務部長（大木俊行君）

災害対策本部の中でさまざまな役割を分けております。例えば、救援物資であれば市民部という形で、それ以外のものについては、避難場所であれば教育委員会、それ以外であれば総務部という形、道路関係であれば建設部という形で、部ごとにある程度の仕分けをしまして、その中で対応させていただいていますが、ただ、今回の災害を受けまして、いろいろな意味では、直さなきゃいけないところもいろいろございますので、今後の検討課題だなというふうに考えております。

○小高良則君

今回、最初の台風15号のときに停電で、私の知り合いも停電で、夜に熱中症になってしまって、その後に脳梗塞になってしまって、大変、今も入院していて厳しい状況にあるわけですが。

かなり当時、救急出動が多く、病院も混雑していた、救急車が並んでいたというような話を聞いております。数字的なものはわからないと思うんですが、搬送の主な症状とかを知りたいと思ったんですけど、これは厳しいので。ただ、そういう状況があったとき、市民は十分気を付けていただきたいと、まず身を守ることを大事に優先してくれろということを今後私たちは伝えていきたいと思っております。

続きまして、あと老人福祉センターを福祉避難所としているわけですが、福祉避難所に行くには、まず一般避難所へ行って、一般避難所から福祉避難所へ移動するということになっているわけですが、1区の老人福祉センターの手前の島田歯科の交差点付近は今回かなり冠水してしまいました。そうすると、車でも徒歩でも、当然、行くのがかなり困難な、困難を期すわけですが、冠水対策を私は求められているわけですが、それについて今後どうしたらいいかなと思うわけですね。あまりにも側溝がひどく埋まってしまうので、舗装で上を埋めてもらって、柵だけ残っているわけですが、葉っぱ等ですぐ柵が埋まってしまうと、中央公園の方の柵に行けない。できれば、公園の中をオープンな側溝か何かで行っていただけるとい

いと思うんですが、その解消に向けた取り組みをお願いしたいんですが、お考えをお聞きます。

○建設部長（江澤利典君）

老人センター、中央公園、あの辺のエリアだと思いますけれども、確かに台風21号に伴う豪雨ということで、冠水がありました。そうした中で、当該場所の部分については中央公園が幾らか凹みというか、そういう形になっていますけれども、その前の老人センター、今回、ゴルフですか、老人ゴルフのあの辺が冠水しているというのは確認しております。そうした中で、そこの部分の排水機能を持たせた整備ということになるかと思えますけれども、十分、近辺の流域、また排水管の、今、既設である管等を十分調査して、冠水の軽減につながる工事といえますか、整備について検討しなくてはいけないのかなというふうに考えているところでございます。

○小高良則君

ありがとうございます。さまざまなことを検討し、協議し、また次に活かしていかななくてはいけないと思うので、担当する職員も大変だと思いますが、ひとつ、万が一に備え、これから来るかもしれない災害に備えるために、わかりやすいものを作っていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

1の（3）罹災証明と被災者支援制度について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

罹災証明書につきましては、11月22日現在、2千225件を発行しておりまして、罹災状況につきましては、先ほど加藤議員に答弁したとおり、全壊9棟、大規模半壊10棟、半壊61棟、一部損壊のうち準半壊83棟、一部損壊のうち準半壊に及ばないもの2千62棟となっております。

住宅が被害に遭った被災者に対する支援措置につきましては複数の制度がございまして、その罹災の程度により異なる制度を適用することとなります。住宅が全壊、大規模半壊した場合及び半壊以上の被害を受け、住宅を解体した場合には、被災者に対して被災者生活再建支援法に基づく支援制度が適用されます。この支援制度は、最高で100万円の基礎支援金と、200万円の加算支援金を被災者に支給するものでございます。

次に、住宅に半壊以上、または一部損壊のうち準半壊の被害を受け、自らの資力で応急修理ができない場合には、被災者に対して災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度が適用されます。この支援制度は、住宅のうち、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を市が業者に行わせるものでございまして、1世帯当たりの限度額は半壊以上の場合は59万5千円、準半壊の場合は30万円となっております。また、準半壊の場合で、その工事費が150万円を超える場合は、工事費の20パーセントを上限として、最大20万円を上乗

せする制度もございます。

次に、一部損壊のうち、準半壊に及ばない被害を受けた住宅に関しましては、応急修理制度と同様に、自らの資力で修繕することができない被災者を対象に、防災・安全交付金を活用して、市の補助金制度を適用することとしております。この補助金制度は、被災した住宅の修繕工事費が5万円以上の場合に、その工事費の20パーセントを補助するもので、補助金の上限を50万円としております。

最後に、台風15号及び19号により、住宅または家財の価額の30パーセント以上に損害を受けた場合は個人市民税を減免する制度を11月7日に施行いたしました。この制度は、住宅に半壊以上の被害を受けた被災者に適用できると見込んでおり、現段階での対象者は24名となっております。

本市といたしましては、法的支援に市が実施する支援を加えまして、被災者の皆様が早期に生活再建できるよう、尽力してまいりたいと考えております。

○小高良則君

他市の人から、八街の手当が非常にいいということで、電話をいただきました。まだ自分の住んでいるまちでは市独自の支援がないというようなお話も聞いております。ただ、いい支援、施策ですので、ぜひとも津々浦々、全域に周知していただけるようにご努力願いたいとお願い申し上げます。

続きまして、(4)ハザードマップについて、お伺いいたします。

今回の議会で、見直しも考えていたり、内水もという話も出ていますが、通告してありますので、ご答弁のほど、お願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市においては河川がないことから、洪水ハザードマップはございませんが、公共下水道雨水排水区における内水ハザードマップを作成しております。しかし、それ以外の区域においても今回の災害を受け、ハザードマップは必要と考えておりますので、防災アセスメント調査の既存のデータも含めまして、今後、関係部署で協議しながら作成してまいりたいと考えております。

○小高良則君

私の手元にあったハザードマップですけど、広告が周り中であって、全体的な、目が悪くなって、老眼鏡をかけなくちゃ見えないような地図なんですね。裏面がまだあいている、白紙なので、広告は構わないんですけど、ぜひとも裏面も利用していただいて、よりよいものを作っていただくよう、お願い申し上げます。

続きまして、(5)自主防災組織について、お伺いいたします。

①区単位から町内もしくはブロック単位での組織づくりを求めるところでございます。

今現在は、かねてからお願いしている防災組織の立ち上げを市内全域にということを考えているわけですが、区長会でも広報していただいております。さまざまな面で防災、今回も防

災組織が活躍したところ、また若干大変だったように、活動できなかつたところも聞いておりますが、市で言っているように50戸単位ぐらいの防災組織がいいんじゃないかと言われている中で、私の住んでいる一区も11町内まであるんですが、その中で町内単位で今、作ろうかという話が、ここに来て、持ち上がる状況がございます。そこでまた安否確認、被災状況の詳細確認からの確な支援につなげるために、防災組織について、①としてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の災害を受けまして、共助の重要性を改めて認識させられたところでございます。本市での自主防災組織数は現在20組織、カバー率は42.6パーセントとなっております、概ね50世帯以上で構成された団体につきましては、自主防災組織整備事業資機材購入補助金により、1組織につき50万円を限度として資機材購入の補助をし、災害時に活用をしていただいているところでございます。

本市における補助金制度の対象は概ね50世帯としておりますが、共助の取り組みには人数、世帯数の制限はございませんので、今後ますます地域社会における共助の果たす役割が一層増大することが予想されますことから、小高議員が言われますとおり、町内もしくはブロック単位におかれましても共助の取り組みを進めていただきたいと思います。市といたしましても、さらなる組織設立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

区長さんにお願いですと、区単位で行うという、組織が大きかったりすると設立のハードルが高いようにも思われるのではないかと考えます。また、区長さんに区長会をお願いして、町内会長さんに作ってねという、区長の仕事の負担も減るので、お願いしやすいのではないかと。

また、設立しているところのお話を聞きますと、区の役員さんは変わってしまうので、区の中で選抜というか、気持ちのある人に立ち上げを協力していただいて、携わっていただくという形がいいようにも見受けられます。

今後、設置の増強に向けての質問ですが、区長さんに区長会等で説明するときには、もっと小さなブロック単位でいいんだよということを言っていただきたい。

あと、50万円という補助金が出ますけど、その補助金をもらわなくてもいいんだよ。人の安否確認だけであれば、それがなくてもいいんだよということを訴えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど市長から答弁させていただきましたとおり、自主防災組織につきましては、今回の災害におきまして、かなり重要性があると認識しております。50世帯としていますが、それ以外の、もっと小規模であっても、組織として認めていきたいというふうに私も思っております。

ますので、さまざまところでそれについてはご説明させていただいて、立ち上げの方を支援させていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど、補助金の50万円が出ております。この補助金につきましては、例えば、その組織で発電機であったり、あとチェーンソーであったりとか、いろいろな、もう本当に細かいものから、例えば携帯電話の無線機であったり、メガホンであったり、いろいろな、本当に細かいものまで、うちの方で支援させていただきたいというふうに考えておりますので、もしも、それでも必要ないということであれば、またそれは別なんですけど、細かいものまで必要とされれば、我々については50万円を限度としておりますが、支援させていただきたいというふうに考えております。

○小高良則君

それについて確認ですけど、設立後の申請でも50万円が出るんですよね、お伺いいたします。1回だけか。

○総務部長（大木俊行君）

1組織について1回、50万円は出ます。

○小高良則君

後でも出るんですね。

○総務部長（大木俊行君）

はい。大丈夫です。

○小高良則君

それと、加藤議員からも若干あったんですけど、報告等ですかね、活動状況。50万円について、出したところについては報告なく使っていただいているようですが、私としては、報告でなくても、行政からの調査だったりすることが、また指導であったり活性化につながると思うんですけど、何らかの年間の行事、活動状況の把握は行政としてするために、報告なり調査なりは、かける必要があると思います。それによって組織の充実が図られると思いますが、今後検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

あくまでも自主防災組織の活動がしやすい方向で我々は支援していきたいというふうに考えておりますので、それについても調査研究させていただきたいと思っております。

○小高良則君

よろしくお伺いいたします。

最後に、（6）といたしまして、今回の状況を市民にも把握していただき、今後の構えとして周知してはどうかと思うわけですが、それについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先ほど答弁しました内水ハザードマップの作成も含めまして、今回の災害での被害状況を、広報やちまた、市ホームページ等で公表することにより、市民の皆様方の防災意識の高揚を

図ってまいりたいと考えております。

○小高良則君

現状では、自分の身の回りに起きたことはわかっている、例えば南部地区で道路が崩壊してしまった、また車が、マスコミで出ていたけど、住野だったり、大関だったり、車が水没してしまった状態を知らない人が多々おります。全てを全ての人に知ってもらうのは難しいのは承知していますが、同じ市に住んでいる人たちが、どういうふうな生活を送って、どういう苦難、苦難だけじゃなくて、いいことも発信していかななくてはいけないんですが、どういう状況にあるか。また、その様子を見て自分を振り返って、自分の身を守ったり、近所、また他人の身を守ったりできるのではないかと思うので、情報こそ大切な、市のこれから進んでいく根源になっていくのではないかと思いますので、情報発信はしっかりお願いしたいと思います。

かねてから言っていますSNSの利用ですが、ツイッターの方を今検討中だという話も今議会で聞きました。ただ、ツイッターといいますと、この場で言うのが適正か、わかりませんが、ある大統領のツイッターがすぐ炎上した、炎上しないという言葉も出ていて、私はツイッターをやっていませんので、私がやっているのはフェイスブックです。ツイッターというのは何か炎上すると、その後、今度は情報を提供しづらくなる、またコメントを入れづらくなっちゃう仕組みなのかなと疑念とか不安もございますので、研究していただきたいと思います。

なるべく画像で情報提供し、また画像、文章で市民の方がそこに簡単に投稿できる、今回の被災でいうと、被災状況はいかがですか、皆さん、安否確認、健全に、健康に、けがなくおそろいですかと入れたときに、みんなからの情報が寄ってこられるようなものができれば、私はすばらしいと思いますので、ぜひともいい方向で進めていただきたいと思いますところでございます。

今回の災害を機に、本当に最初に言いましたけど、また来るかもしれない災害に向けて、市民の1人の命も落とさない、生命を守る、また財産は守るといっても、火災等の対応はできるんですが、個々の家の状況によって財産の形状も違いますので、なかなか手の届かないところもあるかもしれませんが、困ったときにはさまざまな相談窓口が行政にもございますので、全庁を挙げて市民のためのお力になっていただきたい。それをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、新誠会、小高良則議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

報告いたします。

早退の届け出が小向繁展議員よりありましたので、それを受理いたしました。

以上で報告を終わります。

次に、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会、石井孝昭でございます。

まず、質問にあたる前に、台風15号、19号、21号で被災されて、尊い命を亡くされた多くの皆様方に哀悼の意を申し上げる次第でございます。

また、被災された皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。

その復旧・復興にあたっていただきました八街市長をはじめ職員の皆様には、心より感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

それでは、今議会においては4点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、農業委員会の件についてでございますけれども、農業委員会は、農地の利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進を中心に農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件の意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置をされています。

八街市では新制度となり来年で3年目となりますが、(1)現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は、来年の7月19日に満了となるが、次期委員の選任までのスケジュール感を質問させていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

次期委員選任までのスケジュールでございますが、前回の3年前と同様に、農業委員会等に関する法律に基づきまして、推薦及び応募により農業委員11人及び農地利用最適化推進委員18人を募集してまいりたいと考えております。

なお、現在の予定では、令和2年1月20日から2月18日までの30日間受付を行い、後日、候補者評価委員会を開催し、候補者を内定いたします。

農業委員につきましては、6月定例会に市長提出議案として上程し、議会の同意を得て市長が任命する予定となっております。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、新しい農業委員で開催される臨時総会で承認後、農業委員会で委嘱する予定となっております。

○石井孝昭君

八街市の基幹産業の農業の原点は、農地があって農業ができるということでございます。農地の利用最適化を図る農業委員会、農業委員の責務は非常に大きなものと、このように理解をしておりますけれども、次期3年の募集にあたっての広報及び周知方法についてご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

広報の方法につきましては、農家組合への回覧、市役所ホームページ、令和2年1月15日発行の広報やちまたへの掲載、農業委員会及び農政課窓口での募集チラシの配布を予定しております。

○石井孝昭君

適切な周知をお願いしたいところなんですけども、今、局長がおっしゃられたとおり、農家組合連合会、これがない地域が非常に増えてきています。昔は、昔というか数年前までは全地域にあったんですけども、今は解散したり停止したりしている地域が幾つかございます。農家組合のない地域や農家組合を解散した地域への周知、これはきめ細やかな周知はどのように行われるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

現在、市内には農家組合のない地区が5区、富山、大関、滝台、砂、上砂の6地区ございます。これらの地区につきましては、区の回覧を利用するとともに、担当区域の農地利用最適化推進委員の方にもお願いして周知を図ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

そのような解散された地域とか停止した区域は、千葉みらいの広報紙が回ってこないんですよ。自分で例えば農家が支店に取りに行くとかいう形しか知り得ない場合が多いので、きめ細やかな展開、周知をお願いしたいと、このように申し上げておきます。

続きまして、要旨（2）でございますけれども、農業委員は農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務に関して職務を適切に行うことができる者のうち、市町村長が議会の同意を得て任命するということでもあります。八街市においては八街市長が議会の同意を得て任命をするということですが、一方で、農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会、委員会が委嘱するということでもありますけども、そこで、農業委員及び農地利用最適化推進委員、それぞれの推薦、応募にあたっての要件についてご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

最初に農業委員につきましては、農業に関する識見を有して、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌事務に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる能力が必要となります。

また、法令により、認定農業者が過半数ということで6人以上、農業委員会の所掌事務に属する事項に利害関係を有しない方、いわゆる中立委員を1人以上含むこと、年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない等の規定がございます。

さらには、その他といたしまして、破産手続の決定を受けて復権を得ていない者でないこ

と。禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと等の規定がございます。

次に、農地利用最適化推進委員につきましては、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に行う能力が必要となります。また、農業委員同様、破産手続の決定を受けて復権を得ていない者でないこと。禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと等の規定がございます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

この農業委員と農地利用最適化推進委員を両方一緒に兼ねることはできるのでしょうか。また、そのような例が前回あったかどうか、また、あるのかどうか、ご質問します。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農業委員と農地利用最適化推進委員両方に応募することはできますが、両方の兼任は法律上禁止されておりますので、どちらか一方にしかできません。

前回、3年前におきましては、両方に農家組合推薦で出てきた方はいらっしゃいましたが、最終的にはどちらか一方ということで、農地利用最適化推薦委員の方に選任されたといういきさつがございます。

○石井孝昭君

任命要件として、原則として、認定農業者が農業委員の過半数を占めることということのお話と中立委員のお話がありましたけども、農業委員会の所掌事務に関する事項に利害関係を有しない中立委員と申し上げているんですけれど、具体的にどのような方が妥当と考えて推薦・募集を委員会として行っているのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用の転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させるために中立委員を1名以上含めることとなっております。このため、特定の資格が求められるものではなく、農林水産省の資料によりますと、例えば、弁護士、司法書士、行政書士、会社員、商工業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事しない範囲の広い方が該当するとあります。

なお、現在1名となっております中立委員の方についてでございますが、3年前の申請時につきましては、職業につきましては主婦ということで、それと、あとは参考事項といたしまして、視覚障害者のガイドヘルパーを行っているということで申請の方が上がってきてございます。

○石井孝昭君

法律の内容の概要によると、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するようというので概要に入っているんですけど、例えば、その中には青年とか女性の積極的な登用を求めるということになっておるんですが、それについて農業委員会としてはどのような配慮をされていらっしゃるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

農業委員会等に関する法律では、市町村長が農業委員の任命にあたりましては、性別、年齢等に著しい偏りが生じないように配慮することが定められております。

まず最初に、青年の定義、青年の年齢層につきましては、一律的な法律上の基準はございませんが、平成28年7月付の農林水産省の課長の通知でございまして、50歳未満の若者という表現がなされております。ただ最終的には地域の実態を踏まえて年齢構成を考えるべきとされております。また、青年・女性を仮に1人も任命しない場合でも法律違反になるわけではございませんが、政府が定めました第4次男女共同参画基本計画において、農業委員会における女性登用ゼロからの脱却及び農業委員に占める女性の割合を平成32年、令和2年になりますが、令和2年度までに30パーセントを目指すこととされておりますので、青年・女性についての適切な人数を任命することは重要と考えております。

参考までに申し上げますと、現在、女性につきましては、農業委員11名中2名、率にすると約18パーセントで、50歳未満の方を若者というふうに捉えますと、現在は50代の方は2名程度いらっしゃいますが、50歳未満の方につきましては現時点ではゼロという形になっております。

○石井孝昭君

男女平等の観点から、女性、また青年の積極的な登用を今後とも推進していただければありがたいかと、このように思う次第でございます。

続きまして、質問事項の2に移らせていただきます。

この議会でさまざまに質問が出ておるわけですが、私は農業被害についてということに絞って質問させていただきます。

(1) 未曾有の甚大な被害を与えた台風15号、19号、21号による八街市農業被害の現状についてご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年9月9日未明に千葉県に直撃いたしました台風15号をはじめ台風19号、台風21号と立て続けに発生し、住宅や農業に多大な被害を受けたところでございますが、特に台風15号は、千葉県では観測史上1位の最大瞬間風速を記録するなど、これまでに経験したことのない暴風雨により、本市の農業に甚大な被害がもたらされました。

被害の状況につきましては、台風15号では、ビニールハウスなどの農業施設の多くが倒壊・破損し、収穫が始まったばかりのトマトへの被害、また、播種後間もないニンジンや里

芋など、本市の主要農産物に甚大な被害を受けたほか、乳牛などの畜産動物の熱中症、生乳、鶏卵の出荷停止など、停電による二次被害も多く発生したところでございます。

また、台風19号では、農業施設への被害はなかったものの、ニンジンやショウガなどの作物に被害がありました。

その後の台風21号では、ニンジン、落花生などが大雨による被害のほか、鶏舎が浸水し、約3万羽の肉用の鶏が被害を受けたところでございます。

なお、一連の台風による農業被害額は、推計値であります。60億円を超えるものと見込んでおります。

○石井孝昭君

この被害の総数で60億円以上を超えているということでもあります。千葉みらい管内の話ですと、約77億円を超えた被害ということで、そのうち八街が60億、61億を超えているというふうに理解をしております。非常に甚大な被害だったということでございます。

その上で質問要旨(2) 厳しい災害被害状況の中で、市役所関係各課及び連携機関と連携して、このような農業被害の状況把握はどのような体制で行われたのでしょうか、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風など自然災害による農作物等の被害が予測された場合は、災害直後に農政課、農業委員会の職員、また印旛農業事務所の協力をいただきまして、班体制を構築し、市内全域の現地調査を実施します。現地調査により被害が確認できた場合は、県に被害の状況を報告し、その後、被害の状況により国や県の支援策の発動が見込まれる場合に、農家組合連合会やグリーンやちまたの出荷組合を通じまして、各農業者に被害状況調査を実施しております。

○石井孝昭君

特に農政課の皆さんに本当にご苦勞であられたなど、このように思っております。まず、被害調査をしっかりした上でないと農家の再建調査もできませんし、申請も上がっていかないので、そのような調査の上で質問事項3に移らせていただきたいと思います。

被災農業者対策ということで質問させていただきたいと思いますが、(1) 「強い農業、担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援金）」ということで、今議会でも幾つか答弁をされていらっしゃいますが、令和元年度台風15号による被害を受けた農業用施設や機械の再建、修繕を支援する「強い農業、担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」が実施される運びとなりました。農業者にとっては非常に希望の光、このように理解をしています。①受付期間である令和元年11月5日から29日の間での申請件数、そして申請状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風により、農業用施設等に被害を受けた農業者に対し、農作物の生産・加工に必要な施設

の復旧等を緊急的に支援する「強い農業、担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型」が発動され、これを受け、市では、11月5日から11月29日までの期間、会場を設けまして、希望する農業者からの要望を個別に受けており、これまで373件、受け付けしたところでございます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。

373件の受付がされたということでございました。

期間が絞られたということで、地域ごとに日にちを分けて申請をされたということなんです。日にちを分けてやったことによって、非常に言いやすかったという方もいれば、そうじゃなかったということがあって、日数によってむらがあったかと思うんですけども、担当課として、どのような感じの、例えば多いとか、少ないとか、対応ができたとか、できない人がいたとかというのは、現状を教えてください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回は地区別に分けまして、日数を決めて行ったところでございます。分けたことによりまして、スムーズに受付作業が行えたものと考えております。また、後半には予備日を設けまして、指定された日に来られなかった方々につきましても、受付を行ったところでもございます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

非常に丁寧な説明を受けて、申請しやすいという状況はお聞きしています。

続いて②今後の対応及びフォローということなんですけれども、受け付けされた方々の中には、今後、審査の上で事業の採択ということになっていくことだと思います。事業の採択に向けて、速やかな対応が求められてくる、また実効性のある措置をしていただきたいと思うんですけども、農家それぞれの経営内容や被害状況、また事情は全く個々の農家によって違いますので、そこで事業採択へ向けてのきめ細やかな対応や融資制度の説明やフォローなどが肝要かと思います。どのような、今後、フォロー及び対応をしていくのかをご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「強い農業、担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型」が発動され、現在、各被災農業者からの要望を受けまして、取りまとめているところであり、まとも次第、県に承認申請を行う予定でございます。

今後の予定といたしましては、県の妥当性協議を受け、承認された場合に、農業者からの補助金交付申請を受け付けし、取りまとめた上で県に申請を行い、年度内に交付決定をする予定となっております。

なお、交付申請にあたっては、要望の受付と同様に個別に対応する予定ですので、農業者一人ひとりの状況を踏まえて対応してまいります。

○石井孝昭君

個別対応ということになると思います。

農業者の皆さんは、通常農業も平時から忙しく、いまだ復旧にたどり着いていない方がたくさんいらっしゃいます。

また、制度の周知不足や制度の複雑さのため、相談したくてもできない環境の方も見受けられます。

丸山議員からも質問があった中でですけれども、期間中に被災農業者の支援交付金の受付ができなかった方々については、今後、どのような対応を考えているのか、ご質問します。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本市におきましては、期間中に要望申請ができなかった方につきましては、県への申請期限まで、随時、受付を行ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

答弁のお話だと12月17日までですかね。県の方へ提出だと、20日まで国は受け付けるということだと思うんですけども、例えば、今回、課税されていない納屋とか建物、肥料小屋とかの申請相談が結構あったりして、この建物は、例えば、半分家屋で昔使っていたんだけど、今は倉庫で使っているんだけども、家屋として半分使っていたでしようとか、また税金を納めている建物と納めていない建物、要は登記している、登記していない建物というのは結構あると思うんですけど、その説明とか、その相談はどのぐらいあったのか、また内容について。例えば、この建物については、うちとしては税金は免税されているんだけども、減免されているんだけども、それは申請内容になるのか、ならないのかという方も結構いらっしゃって、その辺の細かな話をわかる範囲で教えてください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今現在、倉庫関係とかの災害についても補助対象事業として受付は全て行っております。その内容については、現在、県の方とも十分に内容を審査した上で、補助対象になるべく方法で、なるべく対象となるよう検討してまいりたいと思います。

○石井孝昭君

きめ細やかな対応を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、(2)千葉県農業災害対策融資制度、県単についての制度についてご質問させていただきます。

台風15号による農業、漁業への被害が大きかった千葉県では、千葉県農業災害対策資金及び千葉県漁業対策災害資金が発動されております。この資金は、災害により被害を受けた農業者、漁業者の経営の安定維持、安定を図るために再生産に必要な資金、施設の復旧資金

を県・市町村及び融資機関が協力して無利子で貸し付けるものということでもあります。

①千葉県農業災害対策融資資金制度の申請状況及び申請件数についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県農業災害対策資金につきましては、12月2日に融資実行機関であります千葉みらい農業協同組合が八街支店において、説明会を開催したところでありまして、融資についてこれからとなりますが、随時、受付をする予定となっております。

なお、被害状況調査と同時に行った融資希望調査では、希望する方が429件ございました。

○石井孝昭君

この申し込みの限度日、締日、いつまで、この申し込みの、県単の申込日というのは設けられているのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

来年の3月31日まで実行できるよう進めているところでございます。

○石井孝昭君

市長の答弁でも429件の方がいらっしゃったということもございますけども、申請件数ということですけども、こちらの方の農家の皆様の反響はどのような反響だったのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

借入者の中には施設復旧に係る費用について補助金が出るまでの間、融資により支払いができるから助かるなどといった声がありましたので、今回の災害資金の融資は多くの方を支援できるものと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

それで、②今後のフォローと対応についてということなんですけども、「強い農業、担い手づくり総合支援交付金」と合わせて申請者への今後の対応及びフォローについてお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県農業災害対策資金の融資につきましては、融資実行機関であります千葉みらい農業協同組合八街支店において、随時、受付する予定となっており、1月には融資を実行し、年度内に全てを完了するため、千葉みらい農業協同組合と連携し、準備を進めております。

○石井孝昭君

この県単の融資制度は、非常に枠が広がっておりまして、今までの償還期間が経営安定資金であった5年から7年が変わっています。今回は災害の復旧ということで、施設復旧資金ということで、今までの6年から8年ということで償還期間が延びています。そのうちの2年

は据え置きということでございます。

そこで、保証協会、この融資についてですけども、県の保証協会の保証を付けるのかということなんですけども、例えば、さきの被災農業者支援金とあわせて県単の農業災害対策資金制度の融資は、保証協会の保証は付けているんでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この融資につきましては、農業信用基金協会の債務保証が必要となりますが、保証料につきましては県と市が負担いたしますので、借り入れされる方の負担はございません。

○石井孝昭君

保証協会が付くと、利用者にとって利率はゼロということでありますけれど、これは近代化資金の基準金利にあわせて金利の設定がされているということでありまして、先ほど言ったようなJA千葉みらいの農業機関と県単災害資金の基準金利が相殺されて、県と市町村で負担するということでありますけれど、保証料が0.018パーセント、利子を県と市で持つということで、その割合については具体的にわかりますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

利息の各団体の割合につきましては、融資機関が0.675パーセント、県が0.45パーセント、市が0.225パーセントでございます。

○石井孝昭君

細かな質問ですみません。ありがとうございました。

負担がゼロということで、非常にありがたいと思っておりますので、この429名の方が適切な利用ができればいいなと思うんですが、一方で、日本政策金融公庫では9月9日付で、令和元年度台風15号により被災を受けられた農林漁業者等の皆様の相談窓口というものの発動されて設置をされています。

これについても、災害復旧施設として農林漁業施設として300万、今回特例で600万ということで、セーフティネット災害資金として600万円以内、返済はこちらの方は10年ということなんですけども、八街市内の中で日本政策金融公庫から制度融資を受けられた方、また、受けようとして相談があった方がいらっしゃれば教えてください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

日本政策金融公庫の融資につきましては、周知を行っておりましたが、現時点では借り入れを希望する方の把握はできておりません。

○石井孝昭君

なぜこの質問をするかということ、市内でも施設園芸をされていると、ざっと見て1千万、2千万で効かないよ、3千とか、例えば、それぐらいかかって再建するよという方も中にはいらっしゃいます。先ほど、一番初めに申し上げた被災農業者支援金の上限と、今、質問して

いる県単の災害対策資金の上限、これでは足りないというか、枠では足りないという方がいらっしゃるって、その中でまた日本政策金融公庫からさらに借入れをしたいという方も中にはいる。だから3本立ての今回融資制度の中で、例えば上限は、この場合は1千万でこうなる、県単の分はこうですよというような、多分、農業者はそこまでわかり得ない、なかなか制度が複雑でわかり得ないという方がたくさん正直いらっしゃいます。例えば、小さな農家さんと言うと失礼なんですけども、少額で被害が済まされた方に関しては、そんなに負担はないところなんですけど、今回、約9割補助のせっかく、また、これからも担い手として再建していこうという方の中には、頑張っって融資制度を受けてみようという方がたくさんいらっしゃると思うので、これからも細かな適切な対応とフォローの方をよろしくお願い申し上げたいと思う次第でございます。

続いて、質問要旨3に移らせていただきます。

さまざまな融資制度を活用していくことによって、被災農業者の方々が農業の再建、そして担い手の維持確保につながっていけば、八街市のさらなる農業基盤再建の確率につながっていただければと思う次第でございます。

しかしながら、再建のめどが立たず、離農を考えている農家も正直少なくありません。また、規模を縮小したり、施設園芸をやめる農家も出てきています。

農業再建へは、国・県の助成は欠かせませんが、融資対象外や助成対象外の被災農業者も散見されます。

そこでお伺いいたします。①被災農業者（担い手）の農業再建に向けて、今後の市の対応及び市独自の支援策の創設についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先ほど答弁したところでございますが、台風により農業用施設等に被害を受けた農業者に対し、農作物の生産・加工に必要な施設の復旧等を緊急的に支援する「強い農業、担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型」が発動され、市でも事業費の2割の上乗せを行い、被災農業者の負担軽減に努めるとともに、一日でも早く施設を再建し営農が再開できるよう進めているところでございます。

また、市独自の支援策につきましては、追加提案いたしました補正予算で農業用施設の復旧に要する経費を計上したところでございますが、施設の補強につきまして、市独自の上乗せを行うものといたしました。

なお、被災農業者の農業再建に向けた支援といたしまして、県内JA関係者をはじめ、遠くからは熊本県、福井県など全国のJAグループの職員で支援隊を結成していただきまして、千葉みらい農業協同組合管内には約1千人が派遣され、うち八街管内には800人を超える皆様方に被災農業用ハウス等の撤去作業をしていただいたところでございます。心から感謝いたします。

○石井孝昭君

市長、ご答弁、ありがとうございます。

八街の再建についてもそうなんですけれども、農協についても農業支援ということで、北村市長には大変お忙しいところ、その方々にご挨拶に来ていただいて、ねぎらいの言葉をかけていただいております。非常にありがとうございます。

また、そのような方々が全国から、熊本や島根や北陸や、さまざまな農業者が、また農協グループの方々が八街においでいただいて、11月末まで倒壊したハウスの撤去を手伝っていただいた。非常に心から感謝をする次第でございます。

そこで、今、市長の答弁にもあったところなんですけれども、今回の被災農業者ということ言うと、原状復旧、これが基本路線ということで、基本的に19ミリのパイプでも、例えば内輪が細いパイプ、太いパイプがあるんですけど、基本的に原状復旧ということなんです。ただ、その割合は9割出るんですけども、補強に関しては、当初は10分の3、国が持つということであったんですけども、今の市長の答弁ですと、それに上乗せをしていただけるということなんですけども、詳しい補強工事の内容について教えてください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回の追加補正の中で被災農業施設等復旧支援事業費がございますが、そのうち被災農業施設等復旧支援事業補助金の補強につきましては、国が10分の3、県が10分の2の補助率ですが、市の独自支援といたしまして10分の2を上乗せすることとしたところでございます。

○石井孝昭君

今後、常任委員会なり議会なりで、その論議がかわされるものと思いますけども、今までは10分の3ということで農業者は周知していましたが、県が今議会の県議会で10分の2を付けるということで、今、上程をされています。それにあわせて、今回、八街市としても10分の2を足していただけるということであれば、10分の7ということの理解でいいんです。ですから、通常原状復旧が10分の9、補強については10分の7ということで、非常に手厚い支援なのかと、このように思う次第でございます。

再建に向けて、また意欲いっぱい農業者の方も補強に関しては力を入れたいという方がいらっしゃるというふうに聞いています。答弁ですと70件の相談が補強に関してはあったということですが、もう少し増えるかもしれません、今回の補正の上乗せで。非常に喜ばしいことだと思いますけども、そこに関しても、今後、強靱な農業として営んでいただくために、また適切なフォローと対応をよろしくお願い申し上げたいというふうに思う次第でございます。

もう1点ですけども、共済加入の件で、先ほど話が出ましたが、例えば共済の加入の件について、私が聞くところによると、1棟当たり、部長答弁だと1万円前後ということでしたが、確かに1万円ちょっとかかるというふうに私も聞いていて、今回、加入して再建する方に関しては、新規で建て直す方、また補強する等、ハウスだけではなくて、そこだけ

今回入ればいいのではなく、今まで使っていた既存のハウスも全て加入条件になるということになると思うんですけども、それは包括的加入条件ということで、何か共済の方は、そういう条件ということなんで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今、石井議員がおっしゃったとおり、包括的に加入するという条件になっております。

○石井孝昭君

そこで、私もお聞きして調べたんですけども、1棟あたり、もう少し安くなる制度があったり、例えば、園芸組合の組織で共済に入れば、1棟あたり、もう1千円、2千円安くなるということとか、あとはハウスの償還期間が25年、30年ということでありまして、25年設定の中で、もう10年、15年たったハウスにおいては、例えば4千円なり4千500円なり、このような半額の措置もあるようです。ですので、そういうのを調べいただいた中で、また、相談もあると思うので、きめ細やかな対応をよろしくお願ひしたいというふうに思う次第でございます。

次の質問に移らせていただきます。4、災害復旧対策についてご質問いたします。

台風21号では豪雨の影響により八街市内に甚大な被害が及ぼしました。今議会でも多くの議員から災害対策等の質問があったとおり、個人所有ではなく公共インフラにも想像だにしない被害があまたに発生しております。

そこでお伺ひいたします。（1）①市道219号線の道路陥没及び市道31010号線の道路崩落についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道219号線の道路陥没につきましては、今回の豪雨により、隣接している市道31013号線も同時に道路陥没となり、現在も通行止めになっております。

市道を利用されている方々には、大変ご迷惑をおかけしておりますが、市道219号線にはガス管、農業用水管の埋設があり、復旧までに相当の日数を要することから、現在、近隣住民の生活道路として仮設道路の設置工事を行っているところでございます。

今後は、2路線同時の復旧工事を進めていく予定であり、現在、工事に伴う測量、設計業務等を行っているところでございます。

なお、市道31010号線の道路崩落につきましても、早期に通行できるよう災害復旧工事を現在発注し、施工しているところでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

この陥没している箇所においては、議会委員会の方でも現調においでいただいております。今まで恐らくこういったところでは、八街では多分なかったのではないかと思いますけども、担当課として、今後の再建に向けて道路復旧、実際河川も絡んでいる、調整池的な機能も実

際そこにはあるんですけども、今後の工事のタイムスケジュール、そして、どのような形で対応していくのか、わかる範囲でお願いします。

○建設部長（江澤利典君）

市道219号線につきましては道路陥没ということで、近隣の住民の方には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。そうした中で、先ほど、市長が答弁しましたように、2路線同時の復旧工事を進めていく予定となっております、工事に伴う測量、また設計業務等を現在実施しているところでございます。

今後、工事内容と施工方法等、測量関係、設計関係で出たのを検討して、工事発注となりますので、今現在では完成時期ということになりますと、申し上げられませんが、復旧に向けて、なるべく早く完成に向けて努力したいというふうに考えております。

○石井孝昭君

言い方が適切ではないかもしれないんですけども、一度陥没を見てみたいということで、たくさんの方がおいでいただいております。私にも「いつ直るんだ、もう直ったんでしょう」みたいな話をされるんですけども、「もうちょっと時間がかかりますから、ご容赦ください」と、このような話をしておりますけども、下の迂回道路というか、仮線の道路を今工事をしていただいておりますので、少なくとも軽トラとか、近所の方が抜けられる道路に早期に直していただいて、上の219号線を適切に対応していただきたい、このように思います。

続いてですけども、（2）治水・利水対策ということで、①219号線の整備、道路だけではなく排水整備も付随して整備していく必要があると、このように理解しております。

今後の対応として、この箇所を調整池的なものとして整えて整備して、一体的な治水・利水対策を推進していくべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道219号線の上流に調整池の整備とのことでございますが、調整池の整備となりますと、必要規模の計画策定、用地の確保、整備工事と多くの時間と費用がかかりますので、早期の対応は難しいものと考えておりますので、ご理解を願います。

また、今後、市道219号線災害復旧工事の中で排水経路等を検討して復旧工事を行いますので、整備後の上流や下流の現地の状況を調査いたしまして、研究してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

この上砂新田地域は、この地域だけではなくて山田台の第一保育園、この周りの開発した雨水がほとんどこちらにやってきます。そして二州小学校付近の山田台地域から滝台地域の一部からも雨水排水が集積する地帯でございます。

この21号台風では、この地域は床下浸水が何件も発生して、田んぼがあふれて、このようなことになりました。

このようなまさかというような天災が今後いつ起こるとも限りません。治水・利水という観点から、今、市長答弁では、非常に難しいということであるんですけども、一時的な対応、今回の工事ではなくて、豪雨対策を見越した体系的な一体的整備が肝要であると、このように理解をしておるんですけども、佐倉の某所では、このような地域、この前、見学してきましたけども間知石を積んで対応しておりました。そのような形で間知をしっかりと積んで、間知を積むと、法面の角度を鋭角にして道路を支えることができますので、法面を非常に緩やかにやると、またその辺も治水・利水対策にはならないんですけども、その辺、担当部長は、今回すぐにとは言いません。ただ、長い目、これからのものを見ると、そのような治水対策・利水対策の観点からも、あそこを一体的にお借りするとか、市で買い上げるとかというようなことをしていただけると、地域住民からそのような声が上がっていますので、今後の整備の見通し、また感触についてお考えを聞かせてください。

○建設部長（江澤利典君）

議員がおっしゃるとおり、当該箇所は219号線のところは、道路と休耕田がございまして、その部分の段差が結構あるということは認識しております。そうした中で、先ほど申しましたように、測量、設計等を今現在実施しているところでございます。そういった中で今後の市道215号線の災害復旧工事の中で219号線の一部については、法面の復旧も考えております。そういう形で整備を今後していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○石井孝昭君

よろしく申し上げます。

最後の質問、（3）土砂災害警戒区域についてご質問いたします。

台風21号等において土砂災害警戒区域指定箇所の被害状況についてご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、本市におきまして、千葉県から指定を受けている土砂災害警戒区域は、東吉田、榎戸、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田の8地区であり、34カ所の指定を受けているところでございます。

今回の災害による土砂災害警戒区域指定箇所における被害状況は、この34カ所のうち、榎戸地区で1件、勢田地区で1件、大谷流地区で1件、計3件の被害報告を受けております。

また、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所におきましても、根古谷地区で1件、岡田地区で1件、計2件の被害報告を受けております。

これは台風21号に伴う豪雨の影響を受け、崖地等の崩落により宅地内に土砂が流出し、住宅には直接の被害は及ばなかったものの、生活に支障を来すおそれがあるもので、県に対しまして被害状況として報告しているものでございます。

○石井孝昭君

この21号では、県内、豪雨災害では河川の氾らん等によって土砂崩れが発生して11名の

尊い命が失われたりしております。

千葉市、そして市原市では警戒区域に指定されていない方々が土砂崩壊によって4名の方が亡くなられたということでございます。

この制度の矛盾ということ言うと、土砂災害防止法という法律の中で指定地域では国と県が指定をするということになっているんですけども、制度の矛盾だと、私は思うんですが、県が土砂災害警戒区域には指定はするんですけども、崩落した後の補助制度が一切ないんです。助成制度がない。今、県議会の方でプロジェクトチームが立ち上がって、調査が始まったということでありまして、県の方としても、2020年、2021年で調査をして、2021年には土砂災害警戒区域の指定を増やしていく。このような災害が生じた場合、適切な補助事業がないというのが現状でございます。

そこで、例えば、土砂災害警戒区域に指定されていない地域では八街市では2カ所の崩落があったということなんですけども、指定されている中で3カ所の中で被害状況、これはどのようなものであったのか、担当課としては理解されているんでしょうか。どのような被害状況が。

○総務部長（大木俊行君）

被害状況といたしましては、裏山が崩れておりますが、建物までは達していないという状況でございます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

今回、このようなことで、土砂災害のハザードマップというのを作成されていると思うんですけども、ハザードマップの見直しについてはどう考えて、よろしいんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回、土砂災害警戒区域3カ所でございましたが、それ以外でも2カ所の崩落がございました。ただ、指定するには、所有者の方の同意がなければできない。これは資産の評価額というんですか、その辺の、個人の所有物の資産が下がるということもありますので、個人の方の同意がなければ指定ができないという点もございまして、それも含めまして、十分調査をさせていただきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

よろしく願い申し上げます。

指定箇所の被害復旧対策の実施、市独自の支援策ということでもありますけども、民地内で発生した土砂崩れに対して県として警戒区域には指定するけども、復旧改善に対しての補助や助成などのメニューが今のところないということでもありますけども、そこで②市として、指定箇所の被害復旧対策及び市独自の支援策ができないものか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の台風21号に伴う記録的短時間大雨の影響により、本市におきまして、土砂災害警戒

区域指定箇所の崖地等が崩落し、住宅地に土砂が流出する災害が発生しました。この土砂流出等による被害の影響で住宅が危機にひんしている宅地に対し、住宅としての機能を回復するための支援策といたしまして、平成25年に台風26号の被害を受け策定いたしました被災宅地復旧支援事業により支援したところでありますので、今回の災害につきましても、前回に倣い、復旧工事に要する費用の一部を補助する制度により支援してまいりたいと考えており、その準備をするよう指示をしたところでございます。

○石井孝昭君

今回、独自の支援策を創設していただけるということでございます。ありがとうございます。

25年の台風26号の被災宅地、そして被災宅地復旧支援事業補助金交付要綱、これを見ますと、八街市の補助金交付規則ということにのっとって支出をしているということなんですけども、当時、何人ぐらいの方が、どのぐらいの補助を受けられていたのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

平成25年のときには、1件の方がいらっしゃいまして、これにつきましては事業費の2分の1、限度額が50万円でございます。

○石井孝昭君

今回創設される補助内容、事業内容について、詳細がもしわかれば、教えていただけますでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の要綱につきましても、平成25年に倣いまして同様の形で作りたいと思っております。要綱は、今、ほとんどできておりますが、これを今後進めていきたいと思うんですが、事業費の2分の1、上限を50万円としたいと思っております。

○石井孝昭君

裏山が壊れて、崩落して、結構な土砂が崩れているとすると、恐らく100万、200万、厳しいのかな、このような見解があったり、重機を入れて直していこうとすると、多額のお金がかかると思います。私も現地を見させていただいたら、地域の方が軽トラで何十台も運び出しておりました。上限、100万の2分の1で50万円ですかね。それでも非常にありがたいと制度だと思いますけども、これからもそのようなことを見越して、市民の負担が少ないような制度、補助を展開していただければありがたいと、このように思っております。

以上をもちまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で新誠会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 2時59分)

(再開 午後 3時08分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、改革クラブ、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

改革クラブの新見準です。よろしくお願いします。

長い時間、お疲れとは思いますが、短い時間でやらさせていただきます。

1、公共交通機関問題のことで、(1) デマンド交通についてですが、①平成25年11月に行われたデマンド交通の試験運行についてですが、この試験運行は、どのような経緯で行われたのか、伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年11月に10日間、実施いたしましたデマンド型乗合タクシーの試験運行につきましては、夕日丘区の一部、西林区の一部、岡田区、用草区、根古谷区及び希望ヶ丘区を対象エリアに実施いたしました。

料金は、できる限り多くの方に利用していただくため無料といたし、運行車両は、セダンタイプのタクシー車両2台といたしました。

試験運行期間が短く、データ不足は否めませんが、利用延べ人数は49人、実利用者数19人であり、目的地別では、八街駅南口が13件と最も多く、次いで市役所が8件でございました。

この試験運行結果につきましては、実施に要する財政負担等を勘案し、早期のデマンド交通の導入との結論には至りませんでした。

なお、今年度、令和3年度を始期とする本市の公共交通マスタープランであります「八街市地域公共交通網形成計画」の策定準備を進めており、ふれあいバスの乗降調査をはじめ、各種調査業務を実施し、来年度には交通事業者、市民代表等で構成いたします八街市地域公共交通協議会におきまして、この調査結果を踏まえ、市民ニーズを反映した持続可能な地域公共交通の検討を行ってまいります。

○新見 準君

ありがとうございます。

来年度、また、いろいろと練っていただけるということなんですが、本来でしたら、幾つか質問を予定しておりましたが、昨日、市長が鹿嶋市に視察に行き、デマンド交通のメリット・デメリットを研究しているという答弁をなさいました。私は、市長がデマンド交通を着々と進めておられると理解しました。よって、私のデマンド交通の質疑は、これ以上いたしません。

ただ、多くの市民が望んでいる乗合タクシーを市長の強いイニシアチブを發揮し、一日も早く実現するよう、市長、よろしくお願いします。

○議長（鈴木広美君）

新見委員、②のコミュニティバスとデマンド交通のお話は、取り下げてということでよろし

いですか。

○新見 準委員

結構です。取り下げます。

○議長（鈴木広美君）

では、次へお願いします。

○新見 準君

2、医療機関問題ということで、（1）出産医療機関についてなんですが、①現在、八街市には産科病院がないんですが、市としては、この状況をどのように考え、対処をなさるおつもりかとお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年4月以降、市内で出産できる医療機関はなくなりました。現在、妊娠届出時に出産予定施設が未定の方で、出産する医療機関についてのご相談があった場合は、近隣市町の医療機関について情報を提供いたしまして、相談に乗っております。

また、妊娠期間中の妊婦一般健康診査費用の助成や、妊婦を対象に実施しております母親学級への参加を呼びかけているなどして、分娩や育児等に対する不安の解消を図れるよう努めているところでございます。

本市といたしましても、市内に産院があることの重要性、必要性は十分認識しておりますが、現時点でできる対応策といたしまして、周辺市町の出産のできる医療機関とのさらなる連携促進等を図り、妊婦さんがすぐ近くに産院がないことに対して不安や不便を感じることをないよう支援体制の充実に努めるとともに、産院や産科の誘致につきましても、引き続き各方面に働きかけるなどして努力してまいりたいと考えております。

○新見 準君

ありがとうございます。

現在、八街市には産科はございますけども、産科で妊婦の定期健診を受けることはできませんが、分娩は産科のある他市の病院に行って分娩をします。そういった場合、定期健診の病院と分娩の病院が別になりますと、妊婦さんの不安は非常に大きいと想像できます。妊婦さんの方にとって、毎月の定期検診病院と分娩する病院が同じなのが望ましいと考えます。

とりあえず、そうは言っても、本市では定期検診と分娩が同じ病院でできないので、妊婦さんご自身が大きなおなかで他市の病院まで運転をしていくというケースがございます。大きなおなかで運転をするのは交通事故のリスクが非常に高まると思われれます。このことに関して、どう思いますでしょうか、お伺いしたいのですが。

○議長（鈴木広美君）

新見議員、一部訂正がございます。先ほどの質問の中で、八街市においては婦人科はあるんですけども、産科というものがございません。先ほど、質問の中で、産科があるというような質問の内容でしたので、そのところは一部訂正という形でよろしいですか。

○新見 準君

はい、失礼しました。

○議長（鈴木広美君）

今の質問に関する答弁は。

○市民部長（和田文夫君）

確かに妊婦さん自らが運転するということは大変危険を伴うものということは認識しております。妊婦さんを応援する事業といたしましては、タクシー事業者との連携も含め、さまざまな可能性につきまして、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○新見 準君

ありがとうございます。

それで、定期検診を受ける際の病院までの往復のタクシー券等を支給し、次代を担う子どもを安心して産めるように支援をするべきと考えます。いかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

自治体によりましては、陣痛タクシーというものがございまして、陣痛時や妊婦健診の通院時に利用できるサービスでございまして、あらかじめ妊婦さんの出産予定日や、かかり付け病院を登録しておくことにより、タクシーを優先的に配車してくれたり、道案内が不要であったり、特別な講習を受けた乗務員が運転してくれるなど、妊婦さんに優しいさまざまなサービスが提供されるタクシーでございしますが、八街市を対応エリアとしている事業者は、現在確認されておりませんので、今後、その点につきましても調査・研究してまいりたいと考えております。

○新見 準君

わかりました。

それで、病院までの往復のタクシー券等を支給するような支援は考えていらっしゃるということでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

先ほどもご答弁申し上げたんですが、妊婦さんを応援する事業といたしまして、タクシー事業者との連携も含めさまざまな可能性につきまして、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○新見 準君

ありがとうございます。

八街市は、本当に病院がどんどんなくなってくるような状況なんですけど、病院だけではなく、現在、産婦人科医になる研修医が、産科というのは訴訟されるリスクが非常に高いため、産科の方が少ないということです。取り合いになります。八街市ではかなり難しいと思いますので、産科医を招致するという事は、できる限り、妊婦さんの支援をしていただければ、ありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、新見準議員の個人質問を終了します。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは改革クラブの桜田秀雄です。

まず最初に、1、地球の温暖化問題について質問をさせていただきます。

今回の一般質問、多くの議員の皆さんがさきの台風や大雨などの災害対応策について取り上げておられます。

先般、所属する経済建設委員会の委員長にお願いをして、被災農家の視察に行っていました。この視察先のご主人の方から、「先人の皆さんは台風は南風ということで防風林を配置をして、大きな被害もなく、長いこと農家を営んできた。しかし今回は風向きががらりと変わってしまった」、このように述べられております。今回の台風は、風向きが大いに変わったことで大きな予想もしない被害をもたらされた、私もそのように認識をしております。

千葉県は、台風の上陸地点が伊豆半島を境にいたしまして風向きが変わると言われておりますけれども、今回の台風15号の上陸地点は千葉県千葉市付近でした。その原因は、日本近海の海水温度が上昇したことにより、勢力を落とすことなく上陸をし、台風の風向きも大きく変わり、八街周辺にも大きな被害が出たと言われております。いわゆる地球の温暖化による気候の変動がもたらした台風であると、私は認識をしております。

そこで、（1）①気候の非常事態について、市はどのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日本でも記録的高温や台風等の強大化、豪雨、大洪水など、気候変動の影響が顕在化し、被害者や死者数も増大しております。

本市におきましても、去る9月9日に上陸した台風15号の影響により風災害や、10月25日にも台風21号の影響による豪雨といった近年まれに見る異常気象となっております。

なお、このようなことから、温室効果ガスの排出を抑制する対策といたしまして、公共施設に太陽光発電設備の設置及びLED化並びに防犯灯等のLED化を行っております。

また、地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置時に助成措置を行っております。

なお、気候変動は長期的な変化を及ぼしかねない危機的状況であり、さらに気候危機が懸念されると認識しております。

市といたしましては、今後も地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減等の措置を行い、地球温暖化の防止に努めてまいります。

○桜田秀雄君

私たちの地球は、太陽から熱い熱を陸地や、あるいは海に届くことによって暖められています。そして、その暖められた地球から熱が宇宙に放出されているわけであり、その放出される熱の一部を吸収して、地表から熱が逃げ過ぎないようにしているのが、いわゆる温室効果ガスというものでございまして、石炭や石油などのエネルギーを中心とする産業活動などから出る二酸化炭素、いわゆるCO₂、あるいは牛のゲップなどから出るメタンガス、また、冷蔵庫などに多く使われておりますフロンガスなどでございます。

現在の地球の平均気温は約14度でございますけれども、これらの温室効果ガスが全くないと、太陽の熱が全部宇宙に逃げてしまいます。そうすると、地球の平均気温は氷点下19度まで下がってしまうと言われております。つまり、温室効果ガスは地球を暖かく保つ役目を果たし、その中でたくさんの生き物が住みやすい環境を作る、地球にとってはなくてはならないガスでございます。

しかし、温室効果ガスがあまりにも増え過ぎると、宇宙に逃げようとした熱が地表にたまり過ぎてしまいます。そのために気温が上昇したり、地球全体の気候が変化をいたします。これがいわゆる地球の気候の変動と言われております。そして地球温暖化を引き起こす主な原因は二酸化炭素であります。

地球の温暖化による異常気象の発生する頻度が高まり、アメリカでは巨大ハリケーンや、オーストラリアでは山火事などによって希少動物であるコアラ、これが既に千頭以上死亡したと言われて、自然や生物の多様性に危機感が迫っています。

住民の命と財産を守る役割を担う行政として、今、市長の方からもさまざまな取り組みを行っている、こういうお話を伺っておりますけれども、今後、こうした対策について具体的にどのようなことを考えているのか。

そこで②気候非常事態の宣言についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

気候非常事態宣言につきましては、2016年12月に初めてオーストラリア南東部の自治体が宣言を行ったことに起因し、徐々に世界に広がるといった傾向になっております。

国内においても、「気候非常事態の宣言」についての取り組みが行われ始め、現時点において自治体では神奈川県鎌倉市、長崎県壱岐市の2団体、学会・研修機関では、日本エシカル推進協議会、日本学術会議、宗教と研究者のエコイニシチアブ、環境プランニング学会、環境経営学会の5団体で宣言を行っている状態となっております。

本市におきましても、猛暑、台風、集中豪雨による災害などの異常事態が発生している状況を踏まえまして、「気候非常事態の宣言」の実施にあたり、市民、事業者等を含めまして、先行事例等を参考とし調査・研究してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、市長の方から本当に前向きのご答弁をいただきまして、力強く思っているわけでございますけれども、さきの9月の国連の気候行動サミット、これに参加をいたしました小泉環境

大臣、ニューヨークに来たんだから、アメリカと言えばステーキ、ステーキも食べようというところで、あるステーキ店に入ってしまったしまして、会議に参加したメンバーから、日本は一体何を考えているんですか、こういう発言があったそうです。いわゆる、先ほども申し上げましたように、温室効果ガスの一部にメタンガスがございます。これは例えば牛は胃が4つほどございまして、何回も何回もかみ回数をしながら消化をするわけでございますけれども、その中で大量のメタンガスが発生をいたします。そして、その量はガスの約16パーセントにも及ぶと言われております。ですから、この会議の大きな目標の中には、牛を削減していく、こういうこともテーマに上っているわけで、そうした中でステーキを食べるとは何事なんだろうと、こう言われたわけでございます。

また、参加をいたしました77カ国が2050年までにCO₂の排出量をゼロにするという表明をされている中で、日本は、皆さんもご存じのように、石炭による火力発電所を増設したり、海外に輸出をしようとしていることから、安倍総理大臣が国連で演説をしようとしたところ、事務局長から断られてしまったと、こういう失態も浮き彫りになっております。環境問題に対する日本政府の対応に国際社会から大きな厳しい目が向けられています。

そうしたことで、今、地方自治体がこうした問題の中心になって取り組み、そして政府を動かしていく、こういう努力が必要であろう、私は、そのように思っています。

先般、11月26日になりますけれども、私たちが中心になりまして全国の自治体議員の皆さんに、非常事態宣言をしていこう、こういうことで呼びかけましたところ、362名が賛同していただきました。新聞等でも報道されておりますけれども、私たち自治体議員もこの問題には真剣に取り組んでいかなければいけない、このように考えております。

市長におかれましても、この宣言ができるように、そして周辺市町村のリーダーシップをとっていただいて、この輪を広げていただきたい、このことを、まず、お願いをしたいと思います。

そこで、これは教育長にお伺いいたしますけれども、気候変動の火付け役となりましたグレタさん、毎週1回、学校を休み、世界の指導者の皆さんに本気で地球の温暖化対策、これに向き合うように訴えております。現在、スペインのマドリードで開催中のCOP25に参加をされておりますけれども、教育長として、どのようなご認識をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

異常気象を含めまして温暖化は全人類共通の課題であり、関係のない人はいないという認識でおります。まずは一人ひとりが危機感を持ち、全ての人が知恵を出し合って、確実に対応していくことが大事なことだと考えております。

その意味で、温暖化の問題を小中学校の段階から指導を受けるということは非常に大きな意義があると、私は思っております。

ここで小中学校でどのように異常気象、そして温暖化について対応しているのかを少し例

を挙げさせていただきますと、小学校の高学年は、理科で地球環境を守る、社会科では地球問題の解決に向けてとか、私たちの生活と環境という部分で学習を重ねております。中学校では、社会科や理科、家庭科、ほぼ全ての教科で環境問題、地球温暖化、エコライフを取り上げておるところでございます。

また、具体的な活動といたしましては、小中学校で、現在、給食の牛乳パックのリサイクル活動、資源回収、植物による緑のカーテン活動などを進めておるところでございます。

そして重要なことは、実際に行動をとる児童・生徒の育成だと、私は考えております。教育委員会、特に私といたしましては、教育は行動を変えるという理念を大切にしながら、今後も温暖化の問題について教育委員会として取り組んでいきたいなと思ってございます。

○桜田秀雄君

地球温暖化の問題、これは私たちの問題というよりは、そうした子どもたちの将来に大きく関わる問題でございますので、ぜひ、学校の方でもさまざまな機会を作り、子どもたちとこうした温暖化の問題について共有できるように授業にも取り入れていただきたいなど、このことをお願いしたいと思っております。

次に、2 防災問題についてお伺いをいたします。

まず最初に、(1) ①罹災証明書についてでございますけれども、今回、台風15号、あるいは19号、そして大雨の中、特に大雨については、子どもたちの下校時間にも重なったことから、私は、丸長さんの前の交差点で約1時間ほど交通整理をさせていただきました。

先ほどの市長の答弁の中でも、今回の大雨は1時間に100ミリ近くの大雨だったと言われております。私も70年以上生きておりますけれども、こうした大雨は初めてではなかったかな、このように認識をしております。

先ほどから市長の方から、罹災証明書発行は全体で2千225件と報告をされておりますけれども、八街の自然災害の歴史の中でこれほどの被害は過去になかったように、私も認識をしております。

その中で、今回の罹災証明書の発行にあたって他の市町村ではさまざまな問題が提起をされております。新聞報道等もございました。八街では、罹災証明書の発行にあたって、問題もなく比較的スムーズにできたと、こういう報告も聞いておりますけれども、検証すべき点、こうした問題はなかったのかどうか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風15号、19号及び21号に伴う記録的短時間大雨による家屋の被害に対する罹災証明書の発行状況につきましては、11月22日現在、2千279件の発行申請があり、それらのうち、97.6パーセントにあたる2千225件が発行済みとなっております。

なお、発行した証明書における罹災の状況につきましては、先ほど答弁したとおり、全壊9棟、大規模半壊10棟、半壊61棟、一部損壊のうち準半壊83棟、一部損壊のうち準半壊に及ばないもの2千62棟となっており、繰り返しになりますが、改めてその被害の大きさ

を痛感しているところでございます。

○桜田秀雄君

本当に想像もしない、これまで議会の中でも八街は岩盤が強いから災害とは無縁だよと、そういう議論をされた時代もありましたけれども、これからはそうも言っていられない、そういう時代に入ったのかなど、このように考えております。

次に、災害瓦れきの処理状況でございますけれども、災害瓦れきの処理状況について、本市も大きな被害を受けたことから、なかなか私も他県へのボランティアに行く機会がありませんでした。

9月議会終了後、約1週間ほど東北地方の水害被災地を回り、ボランティアの合間に災害瓦れきの処理状況を見てまいりました。テレビ等でおなじみでございますけれども、「ひとり農業」の舞台となっております茨城県の常陸大子、ここではひとり農業の舞台は立地条件も悪い、こういうことで5メートルの冠水があったと、もううちが隠れてしまったと、こういう状況でございました。そして、八街の瓦れきは大体、物が飛んだり、屋根が飛ばされたりとか、物置が壊れたとか、そういう瓦れきでございますけれども、この町は市役所まで浸水をしてしまったわけございまして、家庭から出た家庭瓦れき、これは本当に想像を絶するものだったと言っています。

町の方では当初は町役場の駐車場に瓦れき置場を作ったと。しかし、あつという間に満杯になってしまいまして、次は公民館の駐車場、そして最終的には市街地から約3キロほど離れた山の中に瓦れき置場を作らざるを得なかった、こういうことで、担当者の皆さん、本当に役所が浸水をしてしまって、市民課の窓口の書類が全部水に濡れてしまって、それをみんなで、職員で天日干しをしておりましたけれども、泥縄的な対応になってしまったと、そのように反省をされておりました。

そうした意味で、八街の対応、これはすばらしいものがあつたのではないかなど、そのように私は考えております。

私は、個人的に、あるいは委員会での視察もございましたので、クリーンセンターに何回か足を運びました。そして分別収集されている姿、これはすばらしいものがある、このように認識をしているわけでございますけれども、②この処理状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今般の台風等による災害廃棄物の搬入量は、11月末現在で約1千370トンとなっております。

同時点での処理状況につきましては、クリーンセンター焼却処理施設で破碎焼却処理をした畳や木製家具等約22トン、最終処分場に埋立処理をした瓦等約121トン、クリーンセンターでの処理が難しく民間の施設に再資源化処理を委託した太い木の幹等約74トン、鉄類など資源物として売却したものは約88トンで、合計約305トン、率にして約22パーセントを処理したところでございます。

今後の処理方法でございますが、石こうボードやアスベスト含有物につきましては、一般財団法人千葉県産業資源環境協会を通しまして、県内埋立処理施設での処理委託、コンクリートや小型家電製品、太い木の幹や角材等につきましては、市内外の民間の処理施設での再資源化処理委託、洗濯機や冷蔵庫、テレビ等家電リサイクル法対象品目につきましては、一般財団法人家電製品協会にリサイクル処理を委託する予定でございます。

なお、農業用ビニールにつきましては、現在、県と連携をとりながら、適正に処理ができる施設に処理を委託する方向で検討しております。

○桜田秀雄君

皆さんのお手元に、議長にご理解をいただきまして、資料をお配りさせていただいております。これは先般、福島県のいわき市のある公園の写真でございます。新聞ではあまり報道されませんでしたけれども、夏井川という川がございます。これは私の生まれたところのいわゆる福島県にあぶくま洞という鍾乳洞がありますけれども、そこを起点にして磐城の海まで流れている川でございますけれども、それがいわき市街地に入りまして、3カ所で決壊をいたしました。そして新興住宅地でございますけれども、約1メートル以上各家庭が浸水をしてしまった。こういうことで、家庭内の瓦れき、どこへ行ってもいっぱいございまして、市の対応、これについても、皆さんもご存じかもしれませんが、いわき市は合併、合併を繰り返してしまいましたので、今、膨大な敷地を有しているということで、なかなか対応も届かない。そうしたことで、市民の皆さんも大変に怒っておられましたけれども、こうした状況になってしまいますと、後々の処理、これが大変なことになると思うんです。もちろん時間もかかりますし、そして何よりも処理コストがかさんでまいります。

そうした意味では、今回、八街の分別収集、これは高く評価すべきでありまして、今回、災害に対しまして、九州大分ですかね、別府に住んでいる方でございますけれども、八街市にボランティアに参りました。この方は個人タクシーを営みながら、各市町村の災害状況、ボランティアをしながら、いわゆる考察をする、こういうことをやっている方でございます。八街の対応については、大変評価をします。そして感動したと、そのように申されました。そしてボランティアに来ながら、おうちに帰ってから、八街市の方に感謝を込めてミカンをお送りくださったと、このようなお話も伺っております。

これから、災害時における、こうした瓦れきの処理、これは全国的にも大変勉強になるケースではないかなと、このように考えておりますけれども、市長、どうでしょう、いわゆる八街方式、こうしたものを全国の皆さんに積極的に情報発信をさせていただいて、これから参考にしていただきたい、こうしたことがあってもよろしいのではないかなと思っております、この点についていかがでしょう。

○市長（北村新司君）

今、桜田議員が申されましたとおり、今回のクリーンセンター職員を中心にしっかり対応していただいたことにつきまして、本当に職員の努力に感謝しておるところでございます。

また、その中でも議員の方々もお手伝いに来ていただきました。名前は申し上げませんが、

それぞれの議員の方々の努力についても心から感謝しているところでございます。

こうした災害については、多くの市民の皆さんが気持ちが一気となって災害を乗り越えようという中でクリーンセンターを中心に瓦れき処理については努力いたしましたので、私も機会あるごとに、こうした話はしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○桜田秀雄君

ぜひ、全国の皆さんにこの経験を勉強して、こうした取り組みをしていただきたいと、このように思います。

次に、③給水対策でございますけれども、今回の災害を通じて、水の大切さ、それが浮き彫りになったように私は思います。八街市の水道普及率、これは約50パーセントでございます。市民の約半分は井戸水に頼っております。長時間の停電により、その井戸水が使えずに多くの市民の皆さんがご苦労されました。今回、自衛隊の給水活動に大変救われたわけでございますけれども、水道課を視察させていただきまして、常備されている給水タンク、これは今、2個ありますけれども、1個は故障で使えないと、こういう状況であるそうでございますけれども、早急に対応していただきたいなと思うんですが、これについていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、榎戸配水場につきましては自家発電設備を整備しております。さらにトラックに積載可能な1トン積み給水タンクを所有しております。

よって、災害が発生した際には、八街市地域防災計画にのっとりまして、配水場施設や水道管路の被害状況の確認を行った後、給水活動を実施いたします。

また、災害がさらに甚大化した場合に備え、千葉県水道災害相互応援協定や日本水道協会千葉県支部災害時相互応援協定に基づいた体制を整備しております。

最後に、令和元年9月及び10月の災害に伴う応急給水時におきまして、自衛隊の皆様には大変ご尽力をいただきましたことを感謝申し上げます、あわせて報告いたします。

○桜田秀雄君

給水タンクについては、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。2台しかないということでございますから、早急に直していただいて、使えるようにしていただきたいと思うんですが。

○水道課長（海保直之君）

お答えいたします。

現在、ホームページの方には給水タンクが2台ということで載せさせていただいておりますが、1台のタンクにつきましては昭和40年代に購入したものでございまして、現在、不具合が出ており、使用できない状況となっております。今後につきましては、財政的な面もございまして、バランスのとれた長期的な備蓄には調査・研究してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今回、多くの箇所で市の水道水を使用しました。給水活動がされました。市販されている水ですと、賞味期限が1年、5年、10年と、いろいろあるんですけれども、市の水道、これは賞味期限ほどのぐらいなんでしょうか。

○水道課長（海保直之君）

賞味期限といたしますか、通常、塩素で滅菌して配水の方をしておりますが、通常ですと、3日程度、塩素が効いているということで伺っております。

○桜田秀雄君

私もいろんな人に聞いたんですけれども、なかなか、身近なことだけど、皆さんわからないということでございました。今、課長の方から3日ぐらいが限度ではないかなと、このように伺いましたけれども、これは市民の皆さんはほとんど知らないんですよね。ですから、こうした問題も市民の皆さんに告知をしていく、そういうこともあっていいのではないかなと思います。その点についてはいかがですか。

○水道課長（海保直之君）

その辺も含めまして、ホームページの方の修正の方は行っていきたくて考えております。

○桜田秀雄君

今回、台風15号の教訓から、台風19号の際には、いわゆる選挙用宣伝カー、これをお借りいたしました。停電地域を中心にいたしました。昨日の答弁にもありましたけれども、車をその地域地域に止めながら、広報活動をやってきたと、こういうことが言われております。

私も18リットルのタンク、これを10個ほど個人的に買ひまして、そして停電地域での給水活動をさせていただきました。そんな中で、市の広報車と至るところで遭遇をしたんですけれども、せつかく地域地域に止まりながら、給水活動はここでやっていますよ、充電はここですよとやってくれているんですけれども、職員が2人乗っていますので、できれば、そうした18リットル入りのタンクを20個ぐらい積めると思うんですけれども、そういうのを積みながら回って行って、どうしても車がなくて行けないとか、病気で行けないとか、そういう人たちにお配りをする、こういうのもあっていいのではないかな、このように思うんです。

その辺についても、これから災害があった場合にご検討願いたい、こう思うんですが、いかがでしょう。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われましたとおり、広報しながら配るという点も1つだと思います。

また、給水車、今回、水道課の方で給水タンクのもの1台ございました。それと、あと、他市町村からも給水車の応援をいただきました。給水車の確保が必要なのかなと、これにつきましては給水場所まで来るに來られない高齢者の方もかなりいらっしゃるというふうに伺っております。これにつきましては、その辺も含めた形で、どういう形でできるのかは、十分検討させていただきたいと考えております。

○桜田秀雄君

先ほどの小高議員の質問の中だったと思うんですけども、市長の方から、今回の災害は主なもの八街にとっては停電によるもの。そして停電時に僕らの時代はろうそくということであろうそくを使っておりましたけれども、これは大変危険である。そうした認識から懐中電灯、これを常備していただくというふうに働きかけをしていく、こういうお話がありました。

今回、報告がおくれてしまったんですけども、成田市議会の友人の皆さんが、いわゆるネットを使いまして、キャンプ用のランプ、これを集めていただきまして、私の方に13個ほど届けてくれました。報告がおくれて申し訳ないと思うんですけども、大変有効に利用させていただきまして、ありがたく思っているわけでございます。

市長、成田市長にお会いする機会がありましたら、一言お礼を言っていただけると、ありがたいと思うんですが、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

大変ありがたい支援でありまして、成田市長とは近々会う予定になっておりますので、その際、お礼を言っておきます。

○桜田秀雄君

すみません、よろしくお願ひします。

そんなわけで、給水所となっている保育園や幼稚園からお水を分けていただき、私も給水ボランティアをやらせていただいたんですけども、保育園や、あるいは幼稚園の先生の皆さん、本当に優しく対応していただきまして、ありがとうございました。

一言申し上げるならば、八街北中学校の給水所、これが校庭ではないですね、玄関の本当に隅の方に看板1つが立っていて、暗くて、夜は怖いなというところに給水所があるんですけども、これについて次回からは、飲水で使いますので、子どもたちが飲水に使う幼稚園には必ずありますよね、そういうところが。そういうところを利用させていただくと、市民の皆さんも安心してお水を使っていたらいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてお伺ひいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の八街北中学校の給水所につきましては、台風19号の際に北部地域が停電となったために、八街北中学校と朝陽保育園を給水所として開設しております。八街北中学校につきましては、駐車場の奥に向かって体育館の左奥、植え込みの近くということで、かなり暗いということで、わかりづらいということもございました。これにつきましては、ただ、水質につきましては、水道水ですので、間違いなく安心して飲める水ではございました。ただ、今後、もっとわかりやすく、安心して使える場所を選定させていただいて、給水所として開設したいと思ひます。

○桜田秀雄君

次に、④冠水対策についてお伺ひをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問5、小川喜敬議員にも答弁いたしましたが、県営住宅付近の冠水対策につきましては、下流からの排水経路の拡幅や流域に見合った大きな調整池の築造が有効であると認識し検討しておりますが、市街地となりますと、住宅も多く用地拡幅も難しい状況でございます。

また、大きな調整池となりますと、広大な用地確保が市街地では難しいことから、分散した用地での調整機能の確保も視野に入れ、検討しているところでございます。

調整池の整備は用地協力、工事費等、多くの時間と費用がかかることから、早急な対応は難しいものと考えておりますので、ご理解を願います。

また、現在、実住小学校、八街中央中学校のグラウンドを活用した一時的な貯留を行っておりますが、再度、機能の見直し等も視野に入れ、道路冠水解消につながる整備等を検討していきたいと考えております。

○桜田秀雄君

冠水問題、これについては、今回、多くの皆さんが質問されておりますので、私の方からは1点だけお伺いをさせていただきます。

県営八街第二団地、この周辺の冠水対策でございますけれども、ここはご存じのように、八街ほ217でございますけれども、お住まいの皆さんが17軒ほどございます。そして、この団地の皆さんは大雨が降るたびに床下、床上浸水、これに遭っております。そして雨が予想されると、もう車はみんなどこかへ移動すると、これがこの団地の合い言葉になっている、こういう状況でございます。市街地でございますから、こういうところを何十年も放置しておく、放置をしているとは思いませんけれども、放置しておくことはできないと、私は思うんですね。

そこで、この地域の冠水対策について具体的な取り組み、これをやれば冠水しないだろう、そういう計画はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○建設部長（江澤利典君）

議員のおっしゃる場所については、市道3区46号線というところの冠水ということで認識はしております。その流域については大関第一排水区と言いまして排水区の流域になっておりまして、この流域については、これは小川議員にもお答えしましたけれども、実住小学校及び八街中央中学校において、学校貯留ということで整備をしておるところでございます。また、実住小学校の旧給食センターの付近に地下貯留池を整備してございます。さらに、この冠水の下流にあたる千葉黎明高校の下にあります4区地下貯池等も整備をしているところでございます。そうした中で、前回、今回の大雨につきましては、想像を絶する雨量でございましたので、その辺の機能が、機能はしておりましたけれども、それでは間に合わないような状況でもございました。

早期の対策ということでございますけれども、この施設点検、公共施設等の点検、また貯留機能が低下していないかの調査、また機能低下がある箇所については、再度、機能の見直

し等も検討して、道路冠水解消につながる整備等を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、これも昨日答弁をいたしたと思いますけれども、5区の排水ということで、神門線から流れてくる、集まってくる集水区域の部分がございますけれども、その部分についても、現在、計画を策定しているところがございますので、その計画に基づいて調整池の整備等も検討していきたいというふうに考えているところがございます。

○桜田秀雄君

ここの本当に皆さん、僕も行って、この辺まで水につかりながら、皆さんと対応したんですけれども、本当に泣けて泣けてたまらないと。年をとるたびに、もう嫌だと、こういう声を多く聞きました。

県営住宅の前では、八街中央中学校の子どもたちが水泳をしておりまして、水遊び、本当水泳、いわゆる水辺とかに水がたまるわけですよ。子どもは何でもやりますから、これ幸いに水泳をしていた。これは写真も撮ってありますけれども、そういう状況でございまして。

八街は、いわゆる河川法でいう川は1件もないわけでございます。そうした意味で、冠水対策という、調整池、これに頼らざるを得ない、このように思っているわけでございますけれども、今回の大雨では消防署の休憩室、ここも冠水をしまして、消防署の皆さんみんなで水掃きをしていました。あそこまで水が上がるということは、相当の水量なのかなと思うんでありますけれども、あの周辺一帯の水、最終的には大関ニュータウンを通過して調整池において、そして泉台に抜ける湿地帯、側溝というか、堀を抜けて、泉台団地におちると。泉台団地に落ちると、向こうは意外と流れやすいのかなと思うんですけれども、そこまでが最大のネックであろうと、私は考えているんですね。

そうした意味で、大関調整池で毎年のように雑草の管理をやっておりますけれども、相当な経費もかかっているわけでございますけれども、その割にしては、いわゆる貯水能力がないので、あまり役割を果たしていないのかなと、私なりに思っています。

部長、できたら、二区に先例がございまして。二区に調整池を造りました。一時貯水をしました。あれによって応急改善はされています。東京都の神田川では、あそこは財政力が全然違いますから、神田川の雨を1回、地下にどんと落として、雨が降ったらポンプアップをするという方式の工事でやっておりますけれども、八街はそんなお金はありませんから、できませんので、少なくとも、二区方式、そういうものを採用できないかということを検討されたことがあるかどうか、お伺いをいたします。

○建設部長（江澤利典君）

議員のおっしゃる二区の八街学園の隣の調整池ということになります。あその用地が財務省の方から市が買い上げて、あの整備をしたということになっておりますけれども、いろいろ地形によって水位が変わってきます。そうすると、掘削する面積というか高さが変わってくると思いますので、その辺も当然十分に調査した中で、調整池の整備というものを検討していかなければならないというふうに思っておりますので、今後、そういうものを含めた形

で、調整池の整備も視野に入れた形で検討していければなというふうには考えています。

○桜田秀雄君

ぜひ、検討していただきたい、このことをお願いしておきます。

次に、3番目の監査制度でございますけれども、まず、(1)①監査制度の仕組みについてお伺いをいたします。

○監査委員事務局長（内海洋和君）

答弁いたします。

監査制度の目的は、行財政運営の適法性、あるいは妥当性の保障にあり、公正で合理的、効率的な行政を確保するため、監査委員が業務の執行や財産の状況を検査して正否を調べるものであります。

職務権限といたしましては、地方自治法第199条に規定されております定期監査、財政援助団体に対する監査、現金出納検査等がこれに該当します。

また、別途に、住民からの直接請求、住民監査請求、議会からの請求に基づく監査、請願に基づく監査、職員の賠償責任に関する監査、決算審査、健全化判断等の審査も職務の範囲となります。

これらの監査等の結果を監査委員の合議により決定し、議会及び普通地方公共団体の長並びに行政委員会に提出し、かつ、これを公表し、監査結果において必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出することも行います。

次に、監査委員の選出につきましては、地方自治法第196条第1項において普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができると規定されております。

本市監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定により、2名となり、また同法196条第1項の規定により議会選出監査委員は1名となります。

○桜田秀雄君

監査委員は、今、八街は2名おりますけれども、議会選出の監査委員、この役割と出席状況、これは代表監査委員と変わらないんですか。

○監査委員事務局長（内海洋和君）

ただいまの質問についてお答えします。

役割と会議の出席状況ということでご答弁でなくて、識見監査委員と議選監査委員の出席状況は変わらないということでしょうか。

○桜田秀雄君

2人いるわけですがけれども、役割は同じなのかと。

○監査委員事務局長（内海洋和君）

同じでございます。独立した機関でございますので、同じです。

○桜田秀雄君

日本の監査制度、これは昭和21年、いわゆる地方自治法ができたときからあるわけですが、法律を制定する国会の中で、この審議の中で当時の大村内務大臣、この方は「地方団体の住民、または地方議会の執行機関の行政事務の執行を常に監査する権限を与えられておる」とありまして、「何分にも地方自治体の執行する行政事務は複雑、多岐にわたっておりまして、その執行の適否は住民の権限と専門的な知識を兼ね備えた常設機関の精密な監査によらなければならない。正確な判定を下すことは困難であります。この趣旨に基づいて、新たに監査委員制度を設けるものであります」と述べられております。

これから、かれこれ70年を過ぎましたが、地方自治体の監査委員の役割、これは拡充いたしまして、大変職務権限も拡大をされております。その役割と重要性はますます高まっている、このように思うわけですが、今の答弁にもありましたように、平成29年、地方自治法の一部が改正されまして、この中で監査基準の設定と公表、勧告制度の創設、監査専門委員の創設、監査制度の充実の強化に向けた見直しが行われ、逐次実施をしていく、こういうふうには法改正がされております。

法律改正後、市長の方からのアプローチはございませんけれども、市長も監査を受ける立場でございます、その立場から市長はこの法改正をどのように受け止めて、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

監査委員のことでございますけれども、議会で意思決定されたことについては、尊重することは当然でございます。なお、このことにつきましては、議会内で十分協議、議論していただきたいというふうに感じております。

○桜田秀雄君

私もこの改正の中で、さまざまな勉強をしてみたいと思ひまして、ぜひ一度は監査委員をやってみたいなど。そしてその体験の中から、国は、なぜこうした法律改正を行ってきたのか、それに基づいて、この制度の改革をしていきたい、このように思っているわけですが、そうした中で、さまざまな関連文献や、あるいは市町村の取り組み状況等を研究をしております。

そして、1点目には、中立性、これを保つことが難しいのではないかと。そして、2点目には、専門的な知識を持った議員は八街にはおりません。地方議会も同じだと思いますけれども、なかなかそうした専門的な知識を持った議員はいない自治体が多い。3点目には、守秘義務が課せられておりますので、議員活動との両立、これが大変難しいんだろうな、このように思います。また、執行機関でありますから、その中に議員が入るということは矛盾が生じるのではないかな、そうした観点から、この際、議会選出の監査委員は廃止すべきだと考えているわけです。

そこで、監査委員と議会との監視機能を考えた場合、例えば、弁護士や税理士などの専門知識をお持ちの方に委ねて、専門性や独立性を発揮していただいて、監査を強化していただく、監査機能の充実強化を図ることが望ましいのではないかと、また、議会は、議会として監

視に集中して、議会の機能強化を図るべきとの観点から、これは議長の方に対しても、ぜひ、議会の中でも協議をしていただきたいと、このように既に申し上げております。

今、市長の方から、ぜひ議会の方でもんでほしいということでございますので、ぜひ、議会の中で皆さんの知恵を出し合いながら議論をしていただきたいと、このように思います。

そこで、議会の監査委員制度、これを仮に廃止する場合、これはどのような手続になっているのか、お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、これは③番の方に移ってよろしいということですね。②の方はよろしいですね。

○桜田秀雄君

3番で。

○議長（鈴木広美君）

じゃあ、③番の廃止手続について、お願いいたします。

○監査委員事務局長（内海洋和君）

答弁いたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、地方自治法の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布されまして、地方自治法第196条第1項の規定にただし書きとして、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされ、その期日は平成30年4月1日から施行するものとされました。

当該条例の提出権は、地方公共団体の長並びに議会側の双方に存するものでありますが、当該条例を制定するかどうかは、監査委員と議会の監視機能における役割分担の観点等を踏まえ、市議会の中で、先ほど市長から答弁がございましたとおり、十分議論していただきたい事項と考えているところでございます。

○桜田秀雄君

ただいま、市長、あるいは監査委員事務局長の方から、議会の方で十分審議をしていただきたいと、こういう一定の方向が出されておりますので、できれば、年度がわり来年の4月1日、あるいは9月議会までには、少なくとも改正の方向が出せるように、議場の皆さんにもお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日7日から9日までの3日間は、休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日7日から9日までの3日間は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

12月10日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。
長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時17分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件